

特報
1

都道府県国民保護モデル計画について…………… 4

特報
2

産業施設における災害防止対策…………… 7
～危険物の規制に関する規則等の一部改正～

特報
3

平成17年度消防庁組織体制の充実強化案概要…… 9

平成17年4月号 No.409

巻頭言 地域ぐるみの「災害に強いまちづくり」

TOPICS

全国市町村通信訓練の結果……………	16
平成16年度危険物事故防止ブロック会議の実施結果……………	17
消防庁長官表彰及び褒状授与式、感謝状贈呈式……………	18
～スマトラ沖大地震及びインド洋津波災害における国際緊急援助活動～	
平成16年度消防功労者消防庁長官表彰式……………	19
平成16年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰……………	20
平成16年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式……………	21
平成17年度全国統一防火標語の決定 / 危険物安全週間推進標語の決定……………	23

Report

大容量泡放射システムによる泡放射実験を実施……………	24
リーダーシップを発揮するために～自主防災組織指導者用教本の完成～……………	25

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊全国合同訓練の実施……………	27
-----------------------	----

消防通信～北から南から

岐阜県 大垣消防組合消防本部「安心して生活できるまちを守る消防施設」……………	28
---	----

消防通信～望楼

鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部(茨城県)/富山県消防防災航空隊(富山県)……………	29
名古屋市消防局(愛知県)/長崎市消防局(長崎県)	

消防大学校だより

平成17年度教育訓練計画について / 消防大学校の最近の動き……………	30
-------------------------------------	----

INFORMATION

2月の主な通知……………	31
広報テーマ(4月分)……………	31



表紙
広島市消防ヘリ
「ひろしま」

地域ぐるみの 「災害に強いまちづくり」



広島市消防局長 仲田 昌二

昨年は、新潟・福島・福井での豪雨災害、相次いで上陸した台風、新潟県中越地震やスマトラ沖大地震及びインド洋津波など、大規模な自然災害が多数発生し、各地に大きな被害をもたらしました。

これらの災害を通じて、地域住民と行政が一体となって、地域の消防防災力を高めることが、いかに重要であるかを、改めて強く認識させられたところです。

広島市におきましては、阪神・淡路大震災を教訓に、中・長期的視点に立った「災害に強いまちづくりプラン」を策定し、災害に強いまちづくりを計画的に推進しています。

この「災害に強いまちづくり」は、自分の身は自分で守るという「自助」、地域住民が協力して地域を守るという「共助」、行政機関や公共機関が行う災害対策活動などの「公助」が連携することにより達成できるものです。

特に、大規模地震など同時多発災害が発生した場合には、「公助」の活動には限界があり、「自助」・「共助」の発想に基づいた地域における自主防災行動力を高めていくことが、重要と考えます。

地域における自主防災行動力を高める取り組みとして、広島市では、昭和60年から、町内会等を母体とする自主防災組織の設立に取り組むとともに、小学校区単位での連合化を推進してきました。

その結果、自主防災組織の組織率は99%、連合化率は93%と、高い組織率となっています。この、連合化した自主防災組織が中心となり、地域に応じた生活避難場所運営マニュアルに基づく検証訓練を実施するなど、地域の自主防災行動力の強化を図っています。

また、今年度から、地域ぐるみの新たな取り組みとして、放火火災予防対策モデル地区事業を開始しました。

広島市では、昭和61年から19年連続で放火が出火原因の1位となっており、特に、平成13年からは、総件数の30%以上を占めていました。そこで、「放火火災予防対策」を重点施策に掲げ、「住民への啓発活動」と「地域ぐるみの自主的な取り組み」を進めてきました。

今年度においては、「放火されない、させないまちづくり」を目指し、過去の放火火災発生状況などを踏まえ、地域住民が主体となって各区でモデル地区を設け、区役所、消防署、事業所等との協力体制を築き、自発的・自主的に、夜間パトロールやポスターの掲示など、地域ぐるみの放火火災予防対策に取り組みました。

その結果、平成16年の放火火災件数は、前年と比べ42件も減少し111件に抑えられ、大きな成果が得られました。

このように、地域ぐるみの「災害に強いまちづくり」は、着実に実を結んできています。今後も、市民や企業など多様な主体と協働しながら、「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの取り組みを強化するとともに、有効に連携させ、災害に強いまちづくりを推進していきます。

消防の動き



平成17年
4月号

No. 409

都道府県国民保護モデル計画について
産業施設における災害防止対策
～危険物の規制に関する規則等の一部改正～
平成17年度消防庁組織体制の充実強化案概要

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



都道府県国民保護モデル計画について

国民保護室・国民保護運用室

はじめに

平成17年3月1日に行われた「地方公共団体の国民保護に関する懇談会（第4回会合）」（座長：石原信雄元内閣官房副長官）において都道府県国民保護モデル計画（素案）（以下「素案」という。）の説明を行いました。この「素案」は、昨年12月24日に示した「国民保護モデル計画作成の基本的考え方」に基づき、懇談会における審議の過程でいただいた委員の意見や地方公共団体からの意見などを踏まえて作成したものです。

以下に、「素案」の概要や特に配慮した点について説明するとともに、「基本的考え方」に対する地方公共団体からの意見のうち主なものと、その対応について紹介します。

1 モデル計画の位置付け

都道府県国民保護モデル計画は、国民保護計画を作成する都道府県に、必要な情報や考え方を提供することにより、計画作成の参考としていただくためのものであり、地方自治法第245条の4に規定される「地方公共団体への技術的助言」という位置付けになります。

また、総務大臣は都道府県国民保護計画の協議の窓口となり、国と地方公共団体との連絡調整一般を任務としていることから、各省庁の所管事項についても、各省庁が定める技術的助言を各省庁の了解の上で、モデル計画に記載することとしています。ただし、各省庁がその所管事項について、モデル計画とは別にそれぞれ技術的助言を行うことは当然に想定されています。

2 全体の構成

武力攻撃事態等を通じた対処を記述する構成とし、武力攻撃事態等の4類型に応じた対処については、それぞれの記述に留意事項を記述することとしています。

モデル計画の基本的な構成については、国が定める基本指針に準拠しつつ、地域防災計画を参考に、総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、資料編としました。

3 「素案」作成にあたり特に配慮した点

事態が起きたときに実践的に対応できるような計画とするため、武力攻撃事態等に応じた避難等の対処や留意点をできる限り具体的に記述するほか、「素案」の作成にあたり特に次の5点に配慮し作成しています。

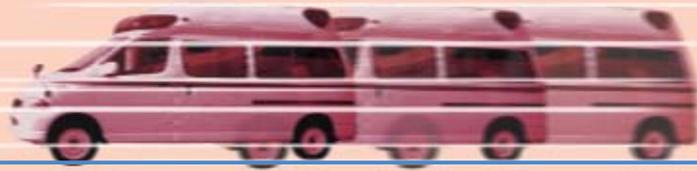
1点目は、可能なかぎり、実際に計画を作成する都道府県の立場に立った内容、表現にしたことです。

2点目は、地方公共団体の現場での対応を想定し、対応策の具体例を示したことです。

3点目は、避難の指示については、弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊攻撃など攻撃類型ごとの留意事項及び避難指示の例を提示したことです。離島や原子力災害が生じた場合の留意事項についても記述しています。

4点目は、事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）の設置や職員の参集など、初動措置についても示したことです。

5点目は、関係機関の連絡先、準備すべき資料、留意事項、手続き等について可能な限り一覧性があるものとしたことです。



4 「基本的考え方」に対する地方公共団体からの意見及びその対応

「基本的考え方」に対し、地方公共団体から様々なご意見をいただきましたが、今回の素案作成にあたっては、以下のように反映しています。

「モデル計画が実践的な内容となるように、各事態に応じた措置の留意点を詳細かつわかりやすく記述すべき。」との意見については、避難の対応について、都道府県知事の立場からの必要な判断事項を記載するとともに、その際準備すべき基礎資料や避難の指示の一例を示すなど、実践的な内容となるよう特に配慮しています。

「着上陸侵攻よりも、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃への対処を中心としたモデル計画にすべき。」との意見については、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃への対処に関して詳細に記載するとともに、着上陸侵攻については、基本指針の記述を踏まえ、事態発生時において国の総合的な方針を待って対応すべきものと整理しています。

「ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、屋内避難と移動による避難の選択の判断基準を示すべき。」との意見については、屋内避難等の判断は、国の専門的な判断による対策本部長の指示を踏まえた対応を基本としつつ、知事が屋内退避を指示する事態の例を示しています。

「大都市、山間部、離島、豪雪地帯、原子力所在地域などの社会的・地理的な特性に応じたモデル計画を示すべき。」との意見については、離島や原子力災害の場合の避難については可能な範囲で留意点を定め、それ以外のものについては、今後策定することとしている市町村向けの「避難マニュアル」において検討していく予定です。

なお、「武力攻撃事態等の規模及び被害想定 of 具体的な基準を示すべき。」との意見については、国において具体的な基準を示すことは困難であり、また、「地方が行うべき備蓄水準を示すべき。」との意見については、防災備蓄との関係や国との連携等の記述にとどめています。

また、「NBC攻撃の場合における国と地方との役割分担、行政機関相互の役割分担」、「各攻撃の類型に応じた避難に関する行動マニュアル」、「米軍基地に関する避難

や情報伝達、米軍との調整先等」については、今後国において対応を検討していくこととしています。

5 国民保護懇談会における委員の意見

地方公共団体の国民保護に関する懇談会（第4回会合）において、委員の方々から多くの意見をいただきました。その主なものを以下のとおり紹介します。

国民保護措置の円滑な実施のためには、国民の理解の深まりが不可欠であり、政府において、国民への啓発の取組を強化すべきである。

モデル計画は、具体的な内容を固めすぎると、いざという場合に対応できなくなるおそれがあるため、柔軟性や融通性を持ったものがよい。

突発的に起きた事態が「有事」なのか「平時」なのか必ずしも明らかではない事態においては、現場での「情報収集」と「救急救助」が中心となる。また、関係機関が一斉に集まるようなシステム作りを進めていくことが重要である。

本部が設置された場合に県議会に連絡するなど、都道府県における議会の関与についても考えるべきである。テロのような当初の段階では判然としない事案においては、個々人がどのような行動を取るべきかについて、例えば、屋内に留まることや口をハンカチで押さえるといった、原始的な行動というもの意外に役立つものであり、その周知を図っていくことが効果的である。

おわりに

消防庁としては、素案に対する国民保護懇談会における委員の意見、各省庁及び地方公共団体からの意見等を踏まえて、モデル計画（案）を作成し、3月28日に開催する予定の懇談会（第5回会合）において、さらに御意見をいただき、3月末までに都道府県に対し、都道府県国民保護モデル計画として通知する予定です。



「都道府県国民保護モデル計画(素案)」について

・モデル計画の位置付け

都道府県が国民保護計画を作成するための参考資料。
関係各省ともすりあわせを行うもの。(計画作成にあたり各都道府県は国に協議)

・モデル計画(素案)の構成

<第1編 総論>

<第2編 平素からの備えや予防>

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設(発電所・ダム等)の把握等
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

<第3編 武力攻撃事態等への対処>

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 都道府県対策本部の設置
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

<第4編 復旧等>

<第5編 資料編>

・特に配慮しようとしている点

可能な限り、実際に計画を作成する都道府県の立場に立った内容、表現にすること。

地方公共団体の現場での対応を想定し、対応策の具体例を記述。

例えば、避難の指示については、判断のために整理しておくべき基礎資料、留意事項、避難指示の例、さらには市町村が策定する避難実施要領の例についても記述。

(避難の指示の例)

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難すること。

- (1) A市Z地区の住民は、B市Y地区を避難先として、日 時を目途に避難を開始する。避難の手段及び経路は・・・
- (2) A市X地区の住民は、・・・

避難の指示については、弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊攻撃など攻撃類型ごとの留意事項及び避難指示の例を提示。離島や原子力災害が生じた場合の留意事項についても記述。

(弾道ミサイル攻撃の場合の避難の指示の例)

・・・住民は、速やかに屋内(特に建物の中心部)に避難すること。避難先は、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難する・・・

(ゲリラ・特殊部隊攻撃の場合の避難の指示の例)

・・・外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による避難誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難する・・・

(離島における住民の避難)

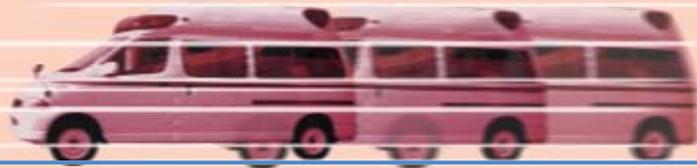
・・・離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから・・・消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に以下の事項を連絡する。

事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)の設置や職員の参集など、初動措置についても記述。

- ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握したときは、緊急事態連絡室(仮称)を設置し、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じ、迅速な情報収集及び分析する。
- ・関係機関により講じられる、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について、総合的に推進し、被害の最小化を図る。

関係機関の連絡先、準備すべき資料、留意事項、手続き等について可能な限り一覧性があるものとしたこと。

- ・避難の指示を行うため、輸送力のリスト、道路網のリスト、避難施設のリスト・・・などの基礎的資料を準備する。
- ・避難の指示に際しては、避難施設の状況、市町村ごとの要避難住民数の把握、国による支援内容の確認・・・などに留意する。



産業施設における災害防止対策 ～危険物の規制に関する規則等の一部改正～

危険物保安室

1 改正の経緯

平成15年9月に発生した出光興産(株)北海道製油所タンク火災をはじめ、近年の産業施設における一連の災害を受けて危険物施設の保安確保を図るため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成17年総務省告示第30号）が平成17年1月14日に公布され、一部を除いて平成17年4月1日から施行されることとなりました。

具体的には、特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係る技術基準を整備するとともに、製造所及び一般取扱所において危険要因の把握に基づく事故防止対策の推進を図るほか、屋外タンク貯蔵所に設置される固定式の泡消火設備の点検方法等について定めるための改正等を内容とするものです。

2 改正概要

（1）浮き屋根の耐震機能確保に関する事項

前述のタンク火災においては、液面揺動に強く影響する「やや長周期地震動」（大規模屋外タンクの固有周期である数秒から10数秒程度の地震動）により、液面揺動高さが従来の想定を超える大きなものとなり、浮き屋根に重大な被害をもたらしました。

また、従来考えられていた液面揺動の一次モードに加え、特にタンク直径が大きい大規模なタンクでは二次モードの影響も大きく受けることが最近の研究結果から判明しました。

これらの結果から、一般に強度が相対的に高いと考えられる二枚板構造の浮き屋根を除き、一枚板構造の浮き屋根式屋外貯蔵タンクで、以下のものは、液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならないこと

とされ、浮き屋根の耐震強度の確保が図られました（規則第20条の4第2項第3号及び告示第4条の21の3）。

容量が2万キロリットル以上のもの

容量が2万キロリットル未満であって、かつ、告示第2条の2に定める側板の最上端までの空間高さ（ H_c ）が2メートル以上となるもの。

また、の浮き屋根式屋外貯蔵タンクで、損傷を生じない構造を有するとは、液面揺動に伴い浮き屋根に作用すると考えられる荷重により外周浮き部分に生じる応力が許容応力以下であることとされ、各荷重及び応力の算出方法についても定められました（告示第4条の21の4及び平成17年1月14日付け消防危第14号）。また、これに伴い、設置許可申請等に関する市町村長等の審査事務が増加することから標準手数料額が引き上げられました。

一方、液面揺動を考慮した特定屋外貯蔵タンクの空間容積算定の基礎となる液面揺動の設計水平震度を求める算式に、長周期地震動に係る地域特性に応じた補正係数として γ が導入されました。この補正係数 γ は、やや長周期地震動の影響を強く受ける地域の石油コンビナート等特別防災区域に設置される特定屋外貯蔵タンクについて、原則として当該特定屋外貯蔵タンクの存する敷地又はその周辺で得られた強震計地震動記録等に基づき求められるものですが、適切な記録等が得られていない場合は、3つの地域区分に応じ示された図から求めることができ、この場合補正係数 γ は最大2とされました（告示第4条の20第2項第3号）。

さらに、浮き屋根の耐震機能強化策として、浮力を確保する上での想定破損室数、浮き屋根の強度確保の前提となる溶接方法、浮力を失わないためのマンホールの構造、浮き屋根上の排水設備からの危険物流出防止について技術基準が新設又は改正されました（告示第4条の22第1号）。



(2) 危険要因の把握に基づく事故防止対策の推進に関する事項

近年の危険物施設の事故要因として、潜在的危険性の認識不足等が認められることを踏まえ、自主的な保安対策として危険要因の把握に基づく事故防止対策推進を図るため次のとおり改正されました。

事故発生率が高く、とりわけ自主的な保安対策の推進が重要とされる製造所及び一般取扱所について、予防規程に定めなければならない事項に「危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること」が追加されました。

これは、取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで、有効な対策を決定していく事故防止のための基本的取り組みに関する事項をいうものです(規則第60条の2第1項)。

製造所及び一般取扱所の設置の許可の申請書の添付書類として、「危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類」を、変更許可の申請の際に添付する書類として、「危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等について変更するものにあつては、当該設備等に関する書類」が追加されました(規則第4条第3項第3号の2及び第5条第3項第3号の2)。

(3) その他近年の事故発生の要因等に対応した事故防止対策に関する事項

近年の危険物施設の事故要因として、工事中、異常発生時等の非常作業時における保安管理の不備が認められることを踏まえ、予防規程に工事を行う際の安全管理の基本的な体制・仕組み及び地震発生時における施設等に対して行うべき点検、応急措置等に関することを定めることとされました(規則第60条の2第1項)。

屋外タンク貯蔵所に設けられる固定式の泡消火設備は、泡放出による作動確認に困難が伴う場合があることから、機能試験等による十分な点検が行われていない例や、当該泡消火設備を点検するに当たり、当該設備の仕組み等を十分に理解せずに点検が行わ

れる例が見られました。

このような状況から、前述の出光興産(株)北海道製油所タンク火災では、固定式の泡消火設備からタンク内に有効な泡薬剤の投入が行えなかったところでした。

このようなことから、規則第33条の規定により屋外タンク貯蔵所に設けられる固定式の泡消火設備の定期点検は、規則第62条の4に基づく定期点検のほか、泡水溶液又は水を用いて泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検により行うこととされました(規則第62条の5の5及び告示第72条)。

また、この点検は、泡の発泡機構、泡消火薬剤の性状及び性能の確認等に関する知識及び技能を有する者が点検を行うこととされました(規則第62条の6)。

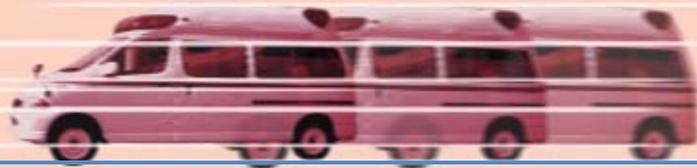
3 施行期日等

施行期日については、一部を除き平成17年4月1日とされました。ただし、危険要因の把握に基づく事故防止対策の推進に関する事項及び固定式の泡消火設備の点検に関する改正事項については、平成18年4月1日とされました。

また、特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根の耐震機能確保については、平成17年4月1日において現に設置の許可を受けている浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所については、同日において現に存するものが、新基準に適合しない場合、その所有者等が平成19年3月31日までに市町村長等に浮き屋根の構造等の実態調査及び工事計画を届け出た場合、平成29年3月31日までの間、従前の例によることとされました。

また、改正後の告示第4条の22第1号(浮き屋根の構造)に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準についても、同様の経過措置が講じられました(改正省令附則第3条及び改正告示附則第3条)。

さらに、平成17年4月1日において現に設置の許可を受けて設置されている特定屋外タンク貯蔵所で、設計水平震度を算定する算式の変更により算出する空間容積が増加するものの空間容積については、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例とすることとされました(改正告示附則第2条)。



平成17年度消防庁組織体制の充実強化案概要

総務課

1 はじめに

消防防災行政は大きく変化している。
 平成16年4月から緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権が創設され、大規模災害や特殊災害に対して、全国の消防の総力を挙げて対処する形が確立した。まさに、「通常は地域に密着した市町村消防、緊急事態発動時は国家的対処」という、昨今の社会情勢を踏まえたものとなったのである。
 また、いわゆる国民保護法の制定を受け、地方公共団体及び消防機関は、警報伝達や住民避難等に大きな役割を果たすこととなった。
 こうした変革の中で、消防庁がその期待される役割を果たすためには、従来の機構・定員では、極めて不十分と言わざるを得ない。
 そこで、平成17年度に、消防庁の組織体制は図1のとおり強化が行われることとなった。
 本稿では、当該組織改正の背景及びその詳細、さらに今後の将来展望について、述べることにしたい。

(1) 消防防災行政を取り巻く環境が大きく変化

昭和23年に消防組織法が制定され、消防は市町村等の管理する自治体消防として発足した。以後、昭和38年の消防法改正により、「救急業務」が新たに追加される等の改正はあったが、国家組織としての消防庁は、国から市町村消防への指示権・人事権はなく(市町村消防の原則)、消防制度の企画立案、消防力の基準策定、技術的助言等にとどまるものであった。

しかしながら、阪神・淡路大震災(平成7年)、蒲原沢土石流災害(平成8年)、東海村JCO事故(平成11年)、出光興産(株)北海道製油所タンク火災(平成15年)など、大規模災害・特殊災害の頻発、テロの脅威、有事対策の必要性等、治安・安全対策が国家の重要課題となるに従い、国家としての消防防災戦略が強く求められることとなった。
 即ち、平時は家屋や消火栓等の施設・設備や地域住民の生活動向を熟知している必要があるため、消防は市町村ごとに組織が完結している方がよい。ところが、大規模火災やテロ対策等市町村の消防力では量的・質的に対応できない災害に対しては、国家組織が全国の限られた消防力を効果的・戦略的に調整・配備することが極めて重要となるのである。

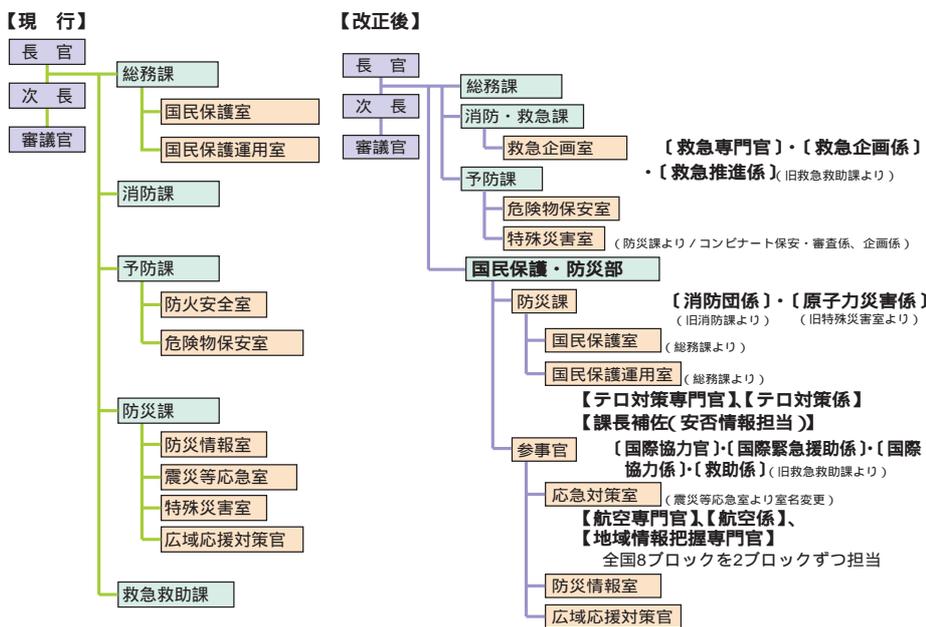
「経済財政運営と構造改革の基本方針2004」(骨太の方針2004)
 重点強化期間の5つの課題
 「第五に、「持続的な安全・安心」の確立に取り組む。具体的には、社会保障制度について、年金・医療・介護・生活保護等を一体としてとらえた総合的な改革を進める。また、少子化対策、健康、介護予防の推進、**治安・安全の確保**、循環型社会の構築・地球環境の保全に注力する。」
 「持続的な安全・安心」の確立
 「大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。」

(2) 消防庁の機能が大幅に拡充

～「政策庁」から「政策・実施庁」への変革～

こうしたことを背景に、平成16年度は、消防防災行政における大幅な制度整備が行われ、いわば大きな節目の一年となった。
 一点目は、平成16年4月1日施行の「消防組織法の改正」により、緊急消防援助隊が法定化されるとともに、緊急消防援助隊に係る消防庁長官の指示権が創設されたことに伴い、全国的な運用調整を行う責務が消防庁に生じた。
 二点目として、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」の制定に伴い、消防庁が新たに法制運用上の基幹的な役割を果たすこととなり、警報伝達や避難指示、テロ対策等、法制の実効性を高めるための運用面での責任が新たに生じたところである。
 つまり、消防庁は旧来からの企画・立案のみに終始する「政策庁」の役割

図1 平成17年度消防庁機構(予定)



「地域情報把握専門官」と「課長補佐(安否情報担当)」は兼任



から、明確な国の責任の下、災害対応時のオペレーション業務についても実施する「政策・実施庁」へと大きく変革したわけである。

(3) 消防庁の組織体制の充実強化が急務

災害等発生時に緊急消防援助隊に登録された全国消防機関の部隊の運用調整を確実に遂行すること、また、国民保護法制に基づき、警報伝達や避難指示等の緊急時におけるオペレーションを確実に行うこと等、いわば「実施庁」としての消防庁に新たに課せられた責務を迅速かつ的確に行うため、平成17年度から平成19年度までの3か年間で、組織体制の充実強化を図ることとし、平成17年度については、まず緊急に整備すべき事項として、次の4点について措置を行うこととした。

【平成17年度に緊急整備すべき4点】

- 緊急事態への初動からの万全な対応及び緊急消防援助隊の確実な部隊運用
(実施庁として緊急時オペレーション業務を行うこととなり、体制の充実強化が必要)
- 国民保護法制の確実な運用
(国民保護法制の施行に伴い、新規追加業務を中心に、体制の充実強化が必要)

- テロ対策への迅速かつ確かな対応
(テロ発生時の切迫性に伴い、初動対応を任とする消防の体制の充実強化が必要)
- 緊急時における責任ある幹部体制の確立
(官邸・現地派遣等で絶対的に不足している指定職幹部の体制の充実強化が必要)

なお、参考として、現在の消防庁と警察庁について、課せられた責務及び緊急事態対応などを比較してみると、現在の消防庁は、都道府県警察に対する広域応援の指示権等を有する警察庁と比較しても、直接の人事権を除いて、ほとんど変わらないと言える。しかしながら、警察庁が本庁定数約1,600名を有するのに対し、消防庁は本庁定数が僅か107名(消防大学校を含めても119名)という状況にある。

2 消防庁組織体制の充実強化

ここでは、「1 はじめに」の「平成17年度に緊急整備すべき4点」について、具体的に述べることにしたい。

(1) 緊急事態への初動からの万全な対応及び緊急消防援助隊の確実な部隊運用

平成15年6月、様々な有識者の意見や消防審議会の答申を踏まえ、自治体消防発足以来の大改正である消防組織法の一部改正案が与野党全会一致で可決されることとなった。

これにより、緊急消防援助隊(都道府県隊指揮隊・消火部隊・救助部隊・特殊災害部隊等)について、総務大臣が策定する計画に基づき登録が行われ、大規模災害時等には消防庁長官の指示により部隊が出動することとなった(平成16年4月現在、2,821隊(3万5,000人))。

消防庁長官の指示権創設により、消防庁は、平成16年4月から大規模災害・特殊災害時等において、統合運用を行う責任を担うことになり、政策庁たる性格に加え、実施庁としての役割が付加されることになったものである。

これに対応するため、消防庁では、緊急対応モード対策として、消防庁の応急体制の見直しを行った。具体的には、まず、全ての災害・事故等の緊急事態発生時に、震災等応急室が情報集約等の初動対応を担うこととした(なお、平成17年度に現在の「震災等応急室」から「応急対策室」に名称変更を行う予定)。これにより、緊急事態の事象内容に関わらず、迅速かつ確かな初動対応を行うことが制度面にて担保されることとなった。

さらに、平成15年8月に設置した消防・防災危機管理センターを活用し、毎月1~2回は実践的図上演習等の訓練を行い、災害即応体制の点検を行ってきた。

また、平成16年度は、7月に新潟・福島豪雨、福井豪雨災害、10月には台風第23号及び新潟県中越地震等の大規模災害が引き続いて発生し、消防庁としては、何れも緊急消防援助隊を派遣し、同じく現地に派遣した消防庁職員を通じて、消防庁災害対策本部、都道府県・市町村災害対策本部、緊急

図2 平時及び緊急時における消防防災体制

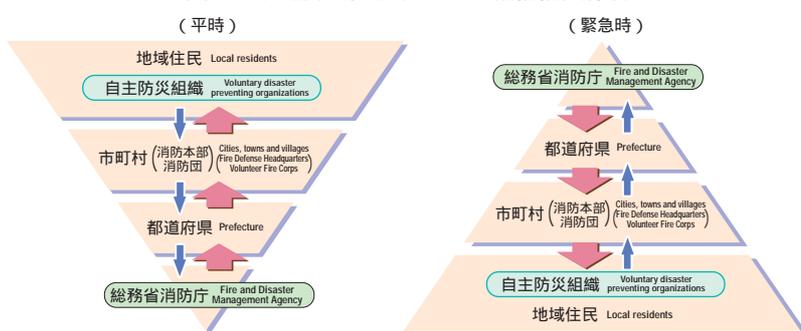
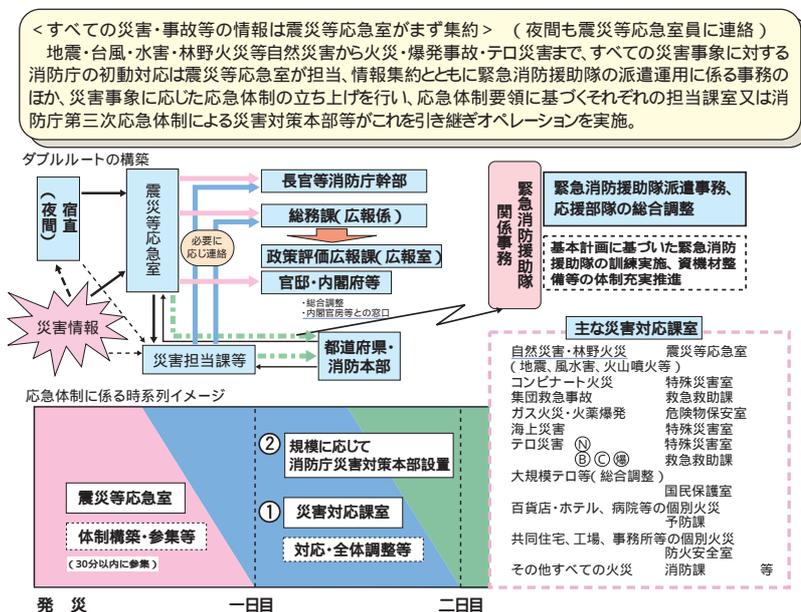


図3 消防庁の応急体制



消防援助隊調整本部 / 指揮支援本部との調整を行い、多くの地域住民の救出・救助に活躍したところである。

こうした具体的な全国的オペレーションを実践するに当たり、担当職員の絶対的な人数不足が浮きぼりになった。

即ち、緊急時に、消防・防災危機管理センターに即時参集する職員や陸・海・空で展開される部隊の配置・輸送方法等について平時から研究調整し、緊急時にリーダーシップを発揮する職員が相当数必要であることが明らかになったものである。

また、部隊運用を現実に実施する場合には、初期のヘリ先遣隊を派遣する時点から相当程度、地勢や地域情勢に精通した職員が不可欠であることが明白になった。発災地点の地理的位置やそこに配置すべき部隊の進入方法等については、緊急時に調査・検討している猶予はない。そこで、大規模災害・特殊災害等発生時における部隊派遣調整等に役立たせるため、全国的に各ブロック毎に把握調査・分析・調整等を行う者を「地域情報把握専門官」として新設することとした。なお、当該地域情報把握専門官については、国民保護においても安否情報システムの運用などについて同様の業務が存在するため、兼務で「課長補佐（安否情報担当）」を設置するものである。

また、大規模災害・特殊災害等発生時において消防庁ヘリコプターを始め緊急消防援助隊における各地方公共団体所有ヘリコプターの調整等、各種運用を一元的に行う者として「航空専門官」を新設する。

「消防庁独自のヘリコプター導入へ」

平成17年度予算において、大規模・特殊災害等への全国的見地からの対応体制の強化の観点から、消防庁ヘリコプターの整備として5億円（新規）が計上（6億円については平成16年度補正予算にて措置）されたところ。

これにより、大規模災害時等において消防庁の情報収集や先遣隊派遣等の初動対応を迅速かつ確に行うことが可能となった。

「消防組織法第20条の規定の変遷」

消防組織法第20条の規定は、消防庁長官の都道府県又は市町村に対する助言・勧告・指導の権限を定めたものである。当該規定は、緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権創設という制度整備により、結果として規定が担保している趣旨目的が拡大したと言える。

消防庁長官の指示権創設以前は、災害等発生時における実際の消防活動に対する消防庁長官発意の関与がなかったが、指示権創設により、現場の消防活動に対する消防庁長官の関与が法定化されたことに伴い、市町村消防の原則は当然の前提としつつも、国家としての責任が明確に位置付けられた（市町村消防の原則と国の指示権はいわば相互補完的關係にあり、親和的なもの）。これにより、消防組織法第20条の規定は、災害現場におけるより実践的かつ具体的な助言・勧告・指導として、求められることとなった。例えば、緊急消防援助隊調整本部など災害現場において、航空・陸上部隊などの部隊間調整を含め、具体的な助言・勧告・指導が挙げられる。

消防庁の性格の変化（「政策庁」から「政策・実施庁」への変化）は、同条の規定の変遷にも端的に表れていると言える。

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第20条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

「航空専門官」

イ) 大規模災害等発生時における、航空機を活用した広域運用体制の確立

大規模災害等発生時において、緊急消防援助隊の確実な運

用のため、発災直後の先遣隊としての災害状況調査（初期災害状況調査）や、部隊の再投入や転戦の判断を念頭に置いた災害状況調査など、事前準備を含めた各種調整・判断を行う

図4 大規模災害時の消防庁の初期対応体制と情報の流れ

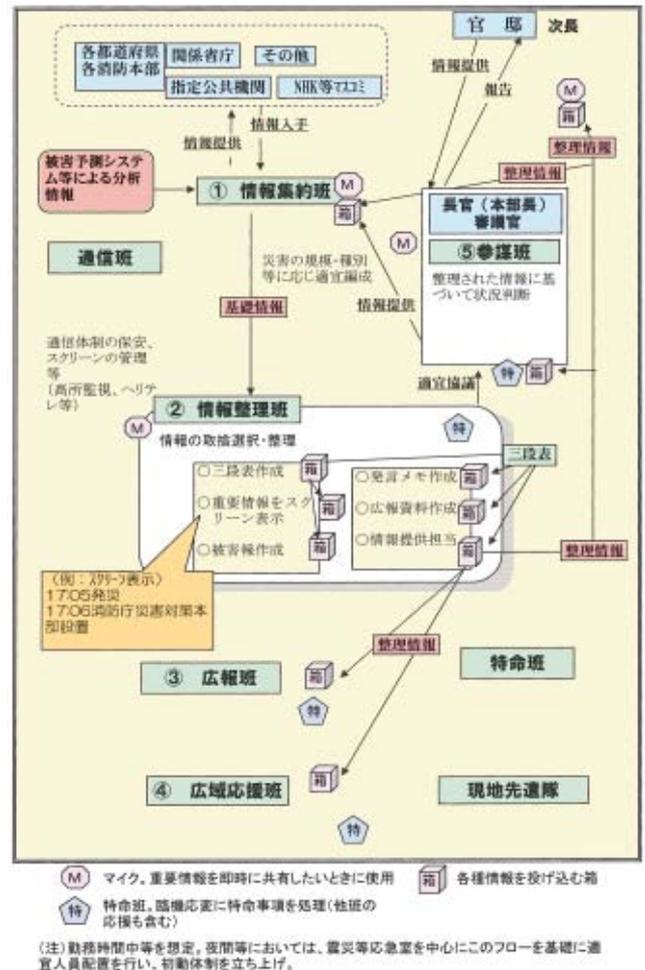


図5 消防防災・危機管理センター配置図

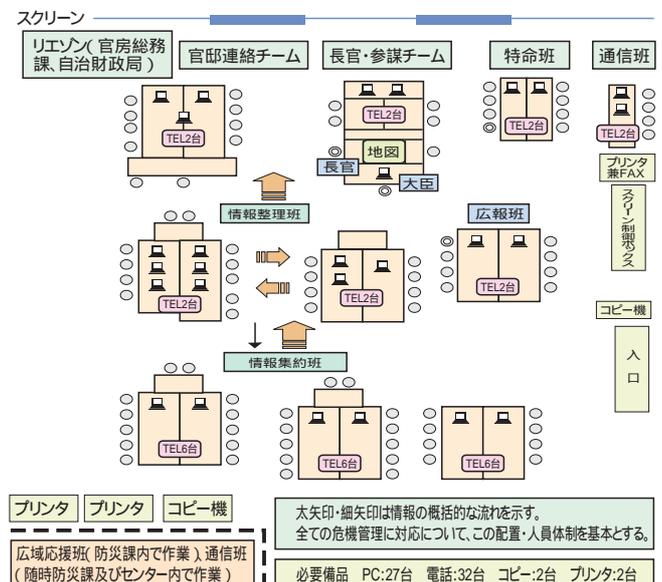
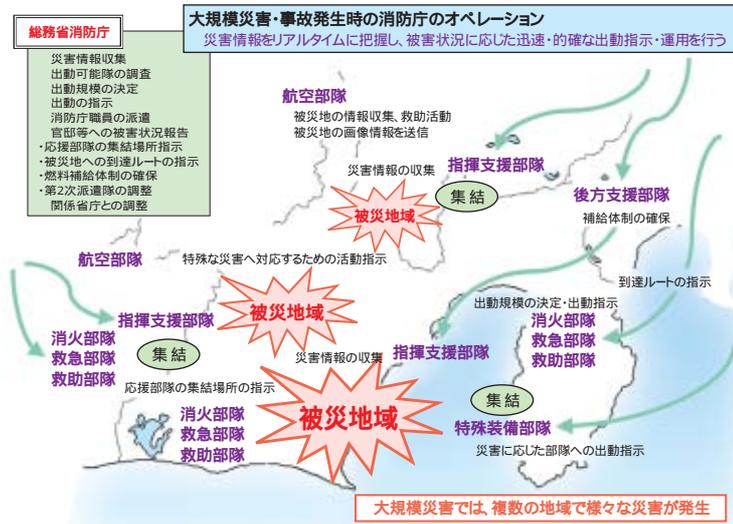




図6 緊急消防援助隊に係る消防庁のオペレーション



ための情報収集や、災害現場におけるオペレーション業務に従事する消防庁職員、独立行政法人消防研究所職員などの専門家等の現地派遣、各種専門資機材・医療物資の搬送などを、迅速かつ的確に実施することが必要である。

また、言うまでもなく、大規模災害等発生時の緊急事態に迅速かつ的確に行動するためには、平時より、地方公共団体との稠密な連絡体制に基づき、全国的視点に立った広域運用体制の確立について調査・研究をすることが何よりも重要である。具体的な調査・研究内容としては、緊急消防援助隊など広域運用体制について、オペレーションプログラムの策定、当該オペレーションに係る地方公共団体に対する教育・訓練の実施、緊急事態における各種オペレーションの実施などが挙げられよう。

ロ) 消防航空隊の安全管理・技術等の向上

航空機（ヘリコプター）については、都道府県及び市町村においてその重要性の認識から、整備が進められているところであり、消防庁としても、消防審議会答申等各種提言を踏まえ、整備について強力に推進している。

ところが、未だ発展途上分野につき、訓練・緊急出動を問わず、各種事故が発生しており、消防航空隊の安全管理、実践的な技術・能力の欠落が露呈している点を指摘できる。

そこで、消防庁として、安全管理面の教育・訓練、航空技術の習得などについて、地方公共団体と連携して、主体的に取り組むことが必要不可欠と言える。具体的に想定される内容としては、安全管理の遵守基準に係る指針の策定、航空技術の教育・訓練プログラムの策定、実施などが挙げられる。

こうした新たな行政需要を背景に、航空専門官の設置及び航空系の増員を行うものである。

「地域情報把握専門官」

イ) 地域的的確な情勢分析及び迅速な状況判断の向上

大規模・特殊災害、テロ、有事等の緊急時に、迅速かつ的確な初動対応（災害発生時の場所特定、地形・天候などの自然条件を始め、人口・住宅密集度・危険物施設などの諸条件の的確な把握）、緊急消防援助隊の派遣、警報伝達・避難指

示などの具体的な災害オペレーションを行うためには、該当地域の的確な情勢分析及び迅速な状況判断を行うことが不可欠である。発災地点の地理的位置やそこに配置すべき部隊の進入方法等について、緊急時に調査・検討している猶予は全くないのである。

そのために、平時から、常時変化する地域の情報を事前に把握しておくとともに、地方公共団体の防災担当者と共に情報交換を行うことが必須であることは言うまでもない。

ロ) 全国を8ブロックに区分し、緻密かつ網羅的な情報収集を実現

全国の地域情報は膨大であることから、地域を区分して複数人数により地域担当を受け持つことが必要不可欠である。そこで、全国を8ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）に区分し、平成17年度は、2ブロックを担当する4人の専門官を緊急配備することとした。

【具体的な任務内容】

- 担当ブロックの地域情報の収集
- 把握（常時変化する地域情報の把握）

【収集把握する情報の例】

- 地域の基礎情報
 - 地形（河川や急傾斜地の位置）、気候（季節変化）、水利（自然水利の位置等）
 - 市街地の構成（人口密集地、木造住宅の密集地、耐震化建物の分布状況）
 - 地域における過去の災害履歴（場所、種類、パターン）
 - 交通路の基本情報
 - 道路網（主要幹線道路、ハザードマップなどに基づく災害時危険情報、不通となった場合の代替ルート、地域に応じた警戒情報）
 - 鉄道（輸送能力、事故の際の活動方策）
 - トンネル（事故の際の活動方策）
 - 空路（主要空港の位置及び能力、ヘリの臨時離発着場（避難場所等との棲み分け状況を含む）、地域における民間を含めたヘリ機数（ドクターヘリの総量等）、給油可能場所、燃料調達のルート情報）
 - 海路（港湾の位置及び能力、液状化・津波等による閉鎖可能性、フェリーのルート・容量、その他の輸送船舶の利活用可能性）
 - 危険物施設情報
 - 危険物プラント、原子力発電所、毒物・爆発物等を扱う研究所等の場所、取り扱い物質の種類及び量、危険度、対処策の準備状況
 - 地域の防災力情報
 - 地域の消防力（消防本部・消防団の規模、資機材、消火・救助・救急の能力）
 - 自衛隊基地（陸・海・空）や海上保安庁基地や警察署の場所、規模、能力、災害時活動計画
 - 大規模病院の位置、能力、ヘリポートの有無
 - 地域防災計画、国民保護計画、応援部隊の受援計画（拠点候補地の場所、連絡通信手段、到達のための交通路）
 - 災害対策本部の設置予定場所、連絡通信手段、地方自治体首長や危機管理担当者の緊急連絡先
- 担当ブロックの地方団体防災担当者等との情報並びに意見交換等
- 消防庁長官の判断要素とするための災害時等の情報分析及び状況判断
- 国民保護に関して安否情報システムの具体的運用にあたり、ブロックごとに実践的指導・助言を担当など

(2) 国民保護法制の確実な運用

次に、国民保護法制への対応について考えたい。
有事への対応については、50年来政府・国会で議論されてこなかったが、平成15年6月「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）」が施行され、平成16年6月「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が成立した。

「国民保護」の根幹は、警報を如何に迅速かつ確に対象住民に伝達し、以て住民をより安全な地域に避難させるかである。警報の伝達は都道府県・市町村を通じ、デジタル防災行政無線等を通じて実施され、住民避難には消防団・自主防災組織が大きな役割を担うこととなっていることから、その大部分の事務を消防庁で行うこととなった（国民保護法案の審議においても、こうした点について、消防庁への質疑が続出したところである。）

今後、消防庁は各都道府県や市町村が策定する国民保護計画のモデルとして国民保護モデル計画を策定すると同時に、住民避難マニュアルの策定・訓練の実施等多岐にわたる事務を担当することになっている。

そのため、既に平成16年4月から国民保護準備室を設置し、6月からは国民保護室及び国民保護運用室の2室が発足（定員10名）したところである。

そもそも3か年計画で国民保護への体制づくりを行う予定ではあったが、「安否情報」、「危機管理体制（ICS）及び特殊標章」の業務がさらに消防庁の業務として追加され、実際の緊急時におけるオペレーション対応の体制整備も含め、国民保護法制への対応を確実なものとする必要がある。

そこで、安否情報の収集・提供、ICS及び特殊標章等の検討のため、「課長補佐」を始め、「担当官」の増員を行うこととし、また、安否情報システムの運用において必要不可欠な地域情報の収集・把握・分析などを担当する者として「課長補佐（安否情報担当）」を新設することとした。なお、当該安否情報担当課長補佐については、「地域情報把握専門官」と兼務とすることとした。

る国の関係機関との連携を図りつつ、有事における警報の伝達、避難の調整、安否情報の収集及び提供等を自ら実施する機能を担うとともに、有事において地方公共団体が迅速かつ的確に活動することができるよう、平時から訓練の実施、情報通信設備の整備、消防団や自主防災組織の充実強化などの役割を担う。

従って、国民保護法制は、災害対策基本法と比較して、制度面及び運用面において大きく異なることから、現在とは別の体制で対応することが大前提となるのである。

(3) テロ対策への迅速かつ確実な対応

さらに、国民保護法成立の過程で国会修正により「国家的緊急対処事態」の概念が創り出され、大規模テロについても国民保護法により対応することとなった。

もとより、消防はテロ発生時に、負傷者の搬送等を実施する責務にあったが、昨今のテロ発生時の緊急性の高まりを受け、消防マニュアルの作成やテロ対策訓練の実施等、多大な業務が付加されることになった。

そこで、テロ災害等発生時に災害現場における指揮、連絡調整を一元的に行い、迅速かつ確実な初動体制の確立を担う者を「テロ対策専門官」として新設し、テロ対策への対応体制の確立を図るものである。

「テロ対策専門官」

イ) テロ災害の危険性増大に伴い、治安対策の充実・強化が急務

米国における同時多発テロ（平成13年9月11日）以降、炭疽菌事件やスペインにおける鉄道爆破テロなど、世界規模で様々な形態のテロ災害が発生しており、国内においても、大規模・同時多発テロや生物・化学テロなどの従来の災害の態様とは異なった災害発生時の危険性が増大している。こうした状況を踏まえ、政府においても、「NBCテロ対策会議」等を中心として対策が進められているところである。

特に、消防防災業務については、人命救助を第一とする立場から、災害原因を問わず、被害に対する救助活動及び救急活動等をどこよりも素早く実施しなければならない。

そこで、テロ災害発生時における、迅速かつ確実な活動を担保するため、必要な資機材の整備、体制の確立、教育・訓練の強化、各種関係機関との連携強化などを、平時より確実に進めておくことが何よりも重要である。

国民保護法制と災害対策基本法との違い

【一次的責任】

災害対策基本法が対象とする「災害」は、地域において発生するものであるから、災害発生時には、災害対策基本法上の一次的責任は市町村にあり、広域・大規模災害の場合に都道府県・国が支援する仕組みとなっている。

一方、国民保護法制については、国が得た武力攻撃事態に関する情報をもとに、警報発令や避難指示が行われるものであり、国が責任を有し、都道府県・市町村がこれに基づいて国民保護の活動を行う。

従って、国及び地方公共団体において、国民保護法制が円滑に運用されるように、国が責任を持って対応することが大前提となる。

【法定受託事務・自治事務】

災害対策基本法では、地方公共団体が行う事務については、自治事務に位置付けられているが、国民保護法制では、前記のとおり、法律上の事務の性格から国が遂行する責任を負うため、地方公共団体が行う事務は法定受託事務に位置付けられている。

従って、法定受託事務であることから、国が、平時より地方公共団体において事務が適切に実施されるように、積極的に関与していくことが必要となる。

【消防庁の役割】

消防庁は、国の責任を十分に果たすため、内閣官房をはじめとす

図7 新潟福島豪雨災害に対する活動状況

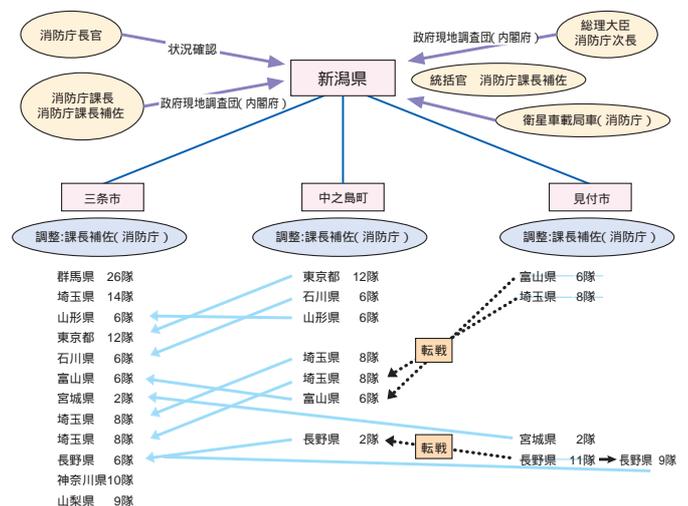
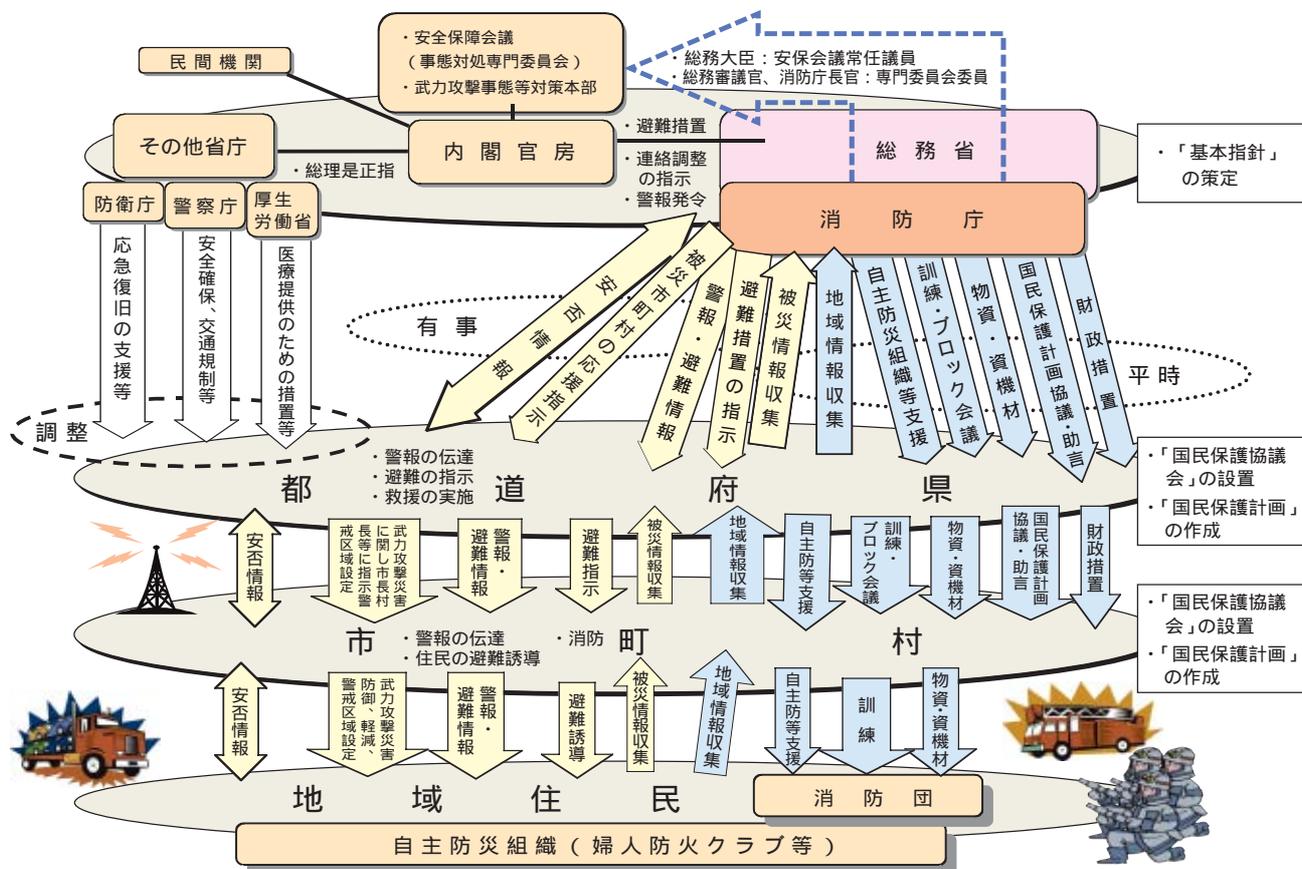




図 8 国民保護法の実施イメージ



ロ) 災害現場における指揮、連絡調整の実施が必要

テロ災害発生時において、専門家チームを災害現場に迅速に派遣し、救急救助業務の指揮・助言、関係機関との連絡調整業務を実施するなど災害対応任務の確実な遂行が重要である。

ハ) 迅速かつ的確な初動体制の確立

初動体制について専門的見地からの調査・研究を実施するとともに、地方公共団体に対する普及・啓発活動の実施することが肝要である。

二) 教育・訓練の推進

テロ資機材の全国的整備を推進するとともに、当該資機材の取り扱いを含め、特殊性・専門性を要する災害対応訓練を実施することが重要であるが、テロ災害については、その被害の広域性が指摘されることから、一消防機関だけの対応ではなく、広域連携が前提となる。従って、消防庁が全国的観点から主導的に実施することが不可欠と言える。

ホ) 関係機関との連携強化

内閣官房、内閣府、防衛庁、警察庁、厚生労働省、海上保安庁などの関係省庁と、平時からの連絡調整、情報交換などを通じて、テロ災害体制の一層の充実・強化を図ることが重要である。

こうした新たな行政需要を背景に、テロ対策専門官の設置及びテロ対策係の設置を行うものである。

(4) 責任ある幹部体制の確立 ~ 部制の導入 ~

業務内容及び地方公共団体との関係の明確化

消防庁の職務は、いわゆる消防組織に関する業務と都道府

県・市町村の危機管理担当との連携・調整事務と大きく2つの側面を併せ持つ。

「消防救急関係業務」 対「(市町村)消防本部」

消防組織法又は消防法に基づく、警防・予防・救急業務に係る現場業務については、市町村消防本部が担当。

「国民保護・防災関係業務」 対「都道府県・市町村」

国民保護法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法などに基づく、各種防災業務に係る現場業務については、都道府県・市町村が担当。

各々の業務内容について部制を導入し、明確に整理することで、業務の効率化が図られることは言うまでもなく、責任体制の明確化が担保される。

緊急時における責任体制の確立

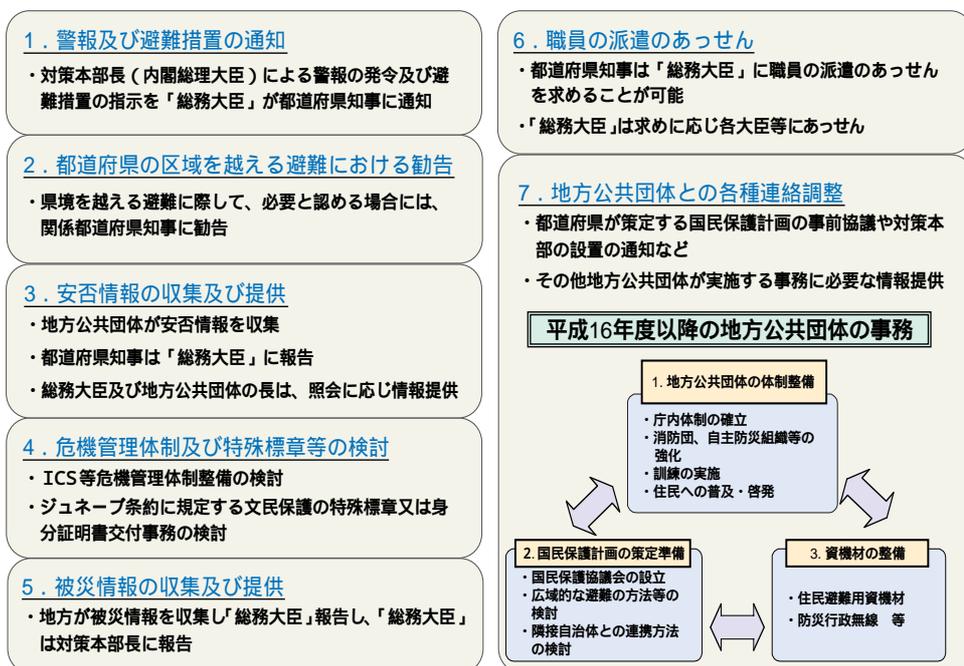
消防庁の現在の指定職級幹部職員は、長官・次長・審議官の3名構成となっており、緊急事態においては、次のとおり、指定職級幹部職員の絶対数が不足してしまうのが実状である。

従って、緊急時における責任ある対応を確実かつ迅速に遂行するためには、平時からの継続的な指揮命令系統に基づく体制整備が必要不可欠と言える。

「災害発生時における幹部対応状況(想定)」

- ・消防庁長官：緊急消防援助隊の指示権発動の有無の決定という極めて責任の重い役割を果たすと同時に、緊急災害対策本部員や総理・官房長官への現状報告、部隊調整等を行う。
- ・消防庁次長：緊急参集チームとして官邸に派遣される。
- ・消防庁審議官：内閣府や現地災害対策本部に派遣される。

図9 国民保護法制における総務省(消防庁)の役割



（マンパワーの絶対的不足）

特に、平成17年度の体制強化は、緊急に措置すべきものにシフトしたため、災害等緊急事態に迅速かつ確実に判断を下し、直接的に組織の強化に貢献する課長補佐以上を念頭に整備を行った。しかしながら、実際の災害対応や図上訓練等を通じて、膨大な情報収集・整理、地方公共団体を含め各種機関との連絡調整などの業務を確実にこなすことができる係長級や事務官の人数が圧倒的に不足していることも明確な事実である。

（情報通信部局の強化）

また、新潟県中越地震時においても問題視された点であるが、災害等緊急時においては、情報通信手段を確保し、災害現場の被災状況などを、被災地と消防庁や都道府県・市町村が相互に連絡をし情報を共有することが何よりも

重要である。こうした点は、国民保護法制の運用において、消防庁が警報伝達や避難指示の責務を担うことから大変重要なポイントである。

従って、消防庁として、現在の消防防災行政無線を中心に、何よりも当該無線の普及促進を行うとともに、平時からの訓練、技術の向上、各種機関との連携強化等を確実に進め、緊急時に迅速かつ確に対応するため、情報通信部局の体制強化が待たれるところである。

（部制の強化及び官房機能の強化）

最後に、平成17年度は国民保護・防災部の設置は認められたものの、いわゆる消防救急関係業務については、部制の導入が実現できなかった。しかしながら、国民保護・防災部の所掌事務とは明確に業務が切り分けられるとともに、消防機関の担当する警防・予防業務についても、安心安全な地域づくりの観点から課題は山積している。こうした点を踏まえ、消防救急関係業務についても早急な部制導入が必要と考えている。

また、災害等緊急事態対応の充実強化という観点から、震災等応急室及び国民保護運用室、さらに国民保護・防災部を中心に体制の整備を行った。今後は、緊急消防援助隊の指示権などを行使する消防庁長官を直接補佐する官房機能の整備が待たれるところである。

昨年、新潟県中越地震、度重なる豪雨災害、スマトラ島沖地震による大津波等に対する緊急消防援助隊や国際消防救助隊（IRT）等、我が国消防の活躍はめざましいものがある。今後さらにこうした活躍を通じて「消防」が国民の信頼を受けていくためには、消防庁に消防機関や地方団体等の人材が集結し、その組織強化が図られるとともに、さらに機動的・戦略的なものとなるよう不断の努力を続けることが大切と考えているところである。

3 おわりに

以上述べてきた平成17年度の体制強化は、消防庁の歴史にとって大きな一歩であることは間違いないが、現下の消防防災行政の課題に対応するためには道半ばと言わざるを得ない。そこで、現時点における今後の課題について列挙してみたい。

全国市町村通信訓練の結果

震災等応急室

非常災害発生時等における非常用電源を使用した防災行政無線による通信訓練を、平成16年12月13日から17日まで及び平成17年1月20日から28日までの、延べ11日間において41道府県の2,630市町村を対象に実施しました。

また、地域衛星通信ネットワーク未整備の6都府県の283市区町村についても、都府県に対し、別途通信訓練を実施したとの報告がありましたので、全国の市町村の全てが何らかの形で通信訓練を行ったこととなりました。

今回の訓練は、新潟県中越地震を契機に 非常用電源と防災行政無線の点検確認 市町村長自らの危機管理意識の高揚 消防本部との連携強化 以上の3点を目的に実施されたものです。

通信訓練の方法は、道府県毎に当該市町村が指定された時間に非常用電源を使用し、消防機関との連携のもと、市町村長自ら防災行政無線により、地震発生直後の被害状況等を消防庁に報告するという内容で行いました。

1 対応者別

消防庁への報告を行った2,630市町村のうち、全体の27.1%の713団体から市町村長自ら対応をいただき、また、助役・収入役から377団体（14.3%）、部局長・課長相当職からは677団体（25.7%）と課長以上で67.2%の1,767団体の対応をいただきました。

2 消防機関の立ち会い

消防機関からの立ち会いをいただいたのは、2,346団体で

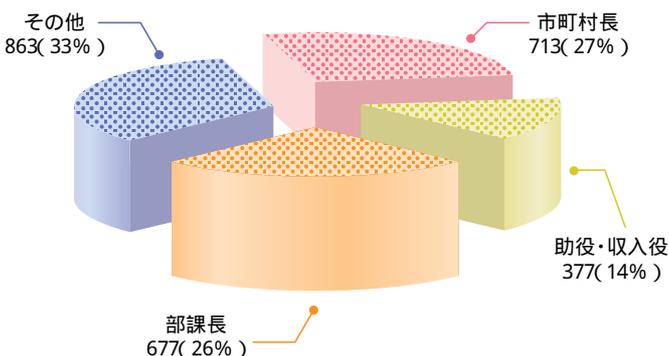
89.2%相当の市町村へ消防機関から立ち会いの協力を得ました。また、消防長自ら同席して頂いたのは、389団体で、市町村数での割合では、14.8%相当ですが、消防機関の割合では、平成16年4月1日現在での関係する消防本部数は、803本部となり、その約半数近くの48.3%の消防長が参加して頂いたわけです。

3 通信障害発生

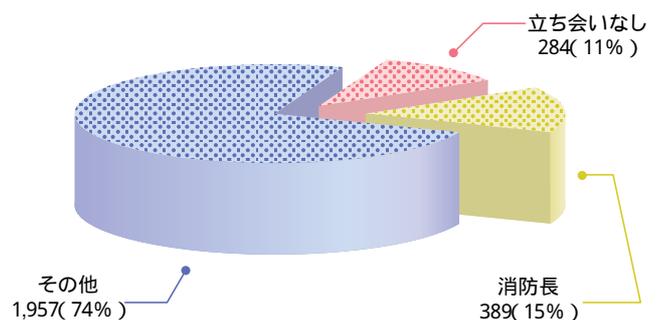
訓練の結果、ごく少数ではありますが、何らかの通信障害が発生し、予定の時間内に消防庁への連絡ができなかった団体がありました。これらは、電話交換機の設定内容により、国等への通信ができない。または、非常用電源に切り替えた際のトラブル、機器の故障等により発信できなかったことが判明しましたが、直ちに所要の対応措置が取られました。

なお、今回の通信訓練は、市町村と消防庁との直接行う初めての訓練であったが、実際に、被災され、消防庁へ直接連絡することは、稀なことであり、あり得るとするならば、「被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援要請に際し、都道府県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。」のケースが考えられるが、都道府県との連絡調整は不可欠であります。今回は、非常用電源による防災行政無線の運用体制を点検する意味で全国一斉に実施しましたが、今後も形を変えて、点検することが望ましいと思います。

対応者別結果(市町村長部局)



対応者別結果(消防機関)



平成16年度危険物事故防止ブロック会議の実施結果

危険物保安室

1 開催日時・場所

平成16年度危険物事故防止ブロック会議は、以下の日程で実施されました。

ブロック	実施日時		実施場所
北海道・東北	平成16年11月 9日(火)	10:00～12:00	仙台市
関東・甲信越	平成16年12月 9日(木)	10:00～12:00	川崎市
中部	平成16年12月22日(水)	10:00～12:00	名古屋市
近畿	平成16年11月16日(火)	10:00～12:00	京都市
中国・四国	平成16年11月 1日(月)	10:00～12:00	広島市
九州	平成16年12月17日(金)	10:00～12:00	福岡市

2 出席者

各エリア内の都道府県、東京消防庁及び政令指定都市等の関係消防機関の危険物担当職員。(新潟県のみ中越地震後の対応のため不参加。)

3 検討会の内容

- (1) 危険物施設における事故の発生状況の説明(消防庁)
- (2) 資料説明「平成16年度危険物事故防止アクションプラン」及び「危険物事故防止連絡会」における取り組み状況の説明(消防庁)
- (3) 都道府県及び参加消防本部における事故防止対策の取り組み状況の報告
- (4) 事故防止対策の取り組みに関する意見交換
- (5) 来年度の開催予定地と開催時期について

4 都道府県における事故防止対策の取り組み状況

- (1) 都道府県における事故防止対策の取り組み状況

ブロック会議後の調査によると、平成16年度内に都道府県危険物事故防止連絡会等(以下「連絡会」という。)を設置し、会合を実施済みの都道府県は9都道府県、平成17年度に連絡会を開催することが決まっているとされた都道府県は24都道府県でした。また、連絡会の開催時期が決まっていない都道府県においても、ほぼ全ての都道府県において連絡会の実施に向けて検討中でした。

- (2) 都道府県における事故防止対策の取り組み例

連絡会議においては、危険物事故防止に関する基本方針及びアクションプランの趣旨の説明、危険物施設における事故の発生状況の説明、危険物施設(給油取扱所、地下タンク)の事故防止対策の検討が行われています。実施事例を以下に示します。

【広島県危険物事故防止連絡会】

メンバー：

- 県石油商業組合
- 県トラック協会
- 県石油コンビナート等特別防災区域の代表事業所
- 県危険物安全協会連合会
- 県内代表消防本部

事務局：

- 県環境生活部
- 第一回会議(平成16年6月1日開催)
- 第二回会議(平成17年2月23日開催)

[検討事項]

- ・ 設立経緯、設置要綱の説明
- ・ 危険物事故防止に関する基本方針及びアクションプランについて
- ・ 危険物事故の状況について
- ・ 危険物安全週間への取り組みについて
- ・ 危険物事故防止対策について



ブロック会議の様子

消防庁長官表彰及び褒状授与式、感謝状贈呈式

～スマトラ沖大地震及びインド洋津波災害における国際緊急援助活動～

総務課

消防庁長官表彰及び褒状授与式、感謝状贈呈式が、さる2月14日(月)14時からルポール麹町(千代田区平河町)において挙行されました。

今回の受章(賞)者は、平成16年12月26日にインドネシア、スマトラ沖で発生した地震によるインド洋津波被害に際し、タイ王国からの派遣要請を受け、国際消防救助隊として献身的な活動を展開された隊員、同隊の安全、的確な任務遂行のために同行いただいた医師・看護師及びヘリコプター整備士の方々、さらに隊員を派遣いただいた消防本部であり、次の55名6消防本部です。

表彰式では、林 省吾消防庁長官から、受章(賞)者全員に対して表彰状等の授与が行われた後、今回の活動はタイ国国民の信頼を得るとともに日本国民にも感銘を与え消防の地位向上に大きく寄与した旨のあいさつとともに、医師、看護師並びに整備士の皆様、消防本部のご支援、ご尽力に対し、感謝の意が表されました。

賞対象	氏名	所属先	階級等	備考
捜索救助隊	長尾 一郎	総務省消防庁	救急救助課理事官	総括官
	相田 紀夫	東京消防庁	消防司令長	隊長
	三吉 美弘	川越地区消防組合消防本部	消防司令補	隊員
	吉田 康明	千葉市消防局	消防司令補	隊員
	岡田 幸治	千葉市消防局	消防士長	隊員
	木元 裕二	東京消防庁	消防司令	隊員
	茂木 猛	東京消防庁	消防司令補	隊員
	野中 俊伸	東京消防庁	消防司令補	隊員
	阿部 聡	東京消防庁	消防士長	隊員
	青木 浩	相模原市消防本部	消防司令補	隊員
	山中 勉	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	横得 順一	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	豊島 靖人	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	田辺 康彦	総務省消防庁	防災課災害対策官	総括補佐官
国際協力有功章	田中 英夫	東京消防庁	消防司令長	隊長
	竹泉 聡	東京消防庁	消防司令	隊員
	竹内 吉彦	東京消防庁	消防司令	隊員
	増田 正司	東京消防庁	消防司令	隊員
	清水 敏幸	東京消防庁	消防司令	隊員
	上西 敏弘	東京消防庁	消防司令補	隊員
	川上 律夫	東京消防庁	消防司令補	隊員
	柴田 有	東京消防庁	消防司令補	隊員
	菅原 弘行	東京消防庁	消防司令補	隊員
	関口 和良	東京消防庁	消防司令補	隊員
	當間 広樹	東京消防庁	消防司令補	隊員
	奈良 隆志	東京消防庁	消防司令補	隊員
	水井 晶	東京消防庁	消防司令補	隊員
	石山 学	東京消防庁	消防士長	隊員
	小宮 福重	東京消防庁	消防士長	隊員
	清水 孝	東京消防庁	消防副士長	隊員
	黒田 友久	大阪市消防局	消防正監	隊員
	辻埜 孝義	大阪市消防局	消防司令	隊員
	橋口 博之	大阪市消防局	消防司令	隊員
	西山 喜則	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	井上 光敏	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	井上 久徳	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	田中 美仁	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	塚田 均	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	安東 和光	大阪市消防局	消防司令補	隊員
	田中 智也	大阪市消防局	消防士長	隊員
船寄 和博	大阪市消防局	消防士長	隊員	
天野 淳二	大阪市消防局	消防士	隊員	
専門家チーム(救護活動)	横山 忠弘	総務省消防庁	防災課広域応援対策官	総括官
	嶋田洋二郎	東京消防庁	消防司令補	隊員
	菅家 藤三	東京消防庁	消防司令補	隊員
	丸山 康久	横浜市消防局	消防司令	隊員

賞	対象	受賞者名
褒状	消防本部	川越地区消防組合消防本部
		千葉市消防局
		東京消防庁
		横浜市消防局
		相模原市消防本部
		大阪市消防局
感謝状	同行医師及び看護師(捜索救助隊同行)	井上 潤一
		畑 倫明
		一木あずさ
	同行医師及び看護師(専門家チーム同行)	寺村 佐穂
		布施 明
		赤沢 由子
	同行ヘリコプター整備士	真倉 常夫
		福田 久
		中村 静一



捜索救助隊



ヘリ部隊



専門家チーム

平成16年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

平成16年度消防功労者消防庁長官表彰式が、さる3月4日(金)午前10時からニッショーホール(港区虎ノ門)において、実川幸夫衆議院総務委員長、木村 仁参議院総務委員長、徳田正明日本消防協会会長ほか多数の来賓の御臨席のもと挙行されました。

この表彰式は3月7日の「消防記念日」にちなみ、毎年この時期に実施されているものです。

今回の消防庁長官表彰は、次の功績のあった方々に授与されるもので、受章者数は下表のとおりです。

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防ぎよに関する施策、消防教育の実施についてその成績が特に優秀な者

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる者

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

5 表彰状

多年、都道府県消防防災関係事務従事職員として勤務し、その成績が特に優秀で他の模範と認められる者

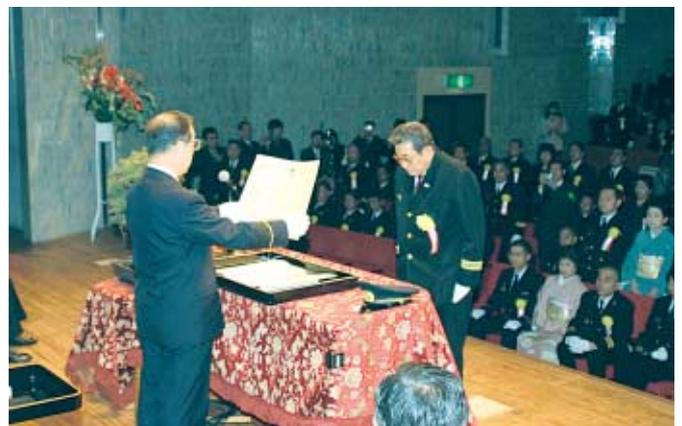
功労章	173名
永年勤続功労章	2,689名
表彰旗	50機関
竿頭綬	34機関
表彰状	2名
合計	2,948名機関

表彰式では林 省吾消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとに代表者に対し章記等の授与が行われ、総務大臣から挨拶(今井 宏総務副大臣代読)及び来賓の方々から御祝辞をいただき、最後に受章者を代表して、清田輝雄東蒲原広域消防本部消防監が謝辞を述べて終了いたしました。

なお、代表受領者は次の方々です。

代表受領者

区分	県名	所属	氏名
功労章	島根県	江津市桜江消防団 団長	井上 重忠
永年勤続功労章	福井県	丸岡町消防団 副団長	中嶋 保信
表彰旗	滋賀県	能登川町消防団	
竿頭綬	長野県	浅科村消防団	
表彰状	沖縄県	沖縄県消防学校 校長	城田 盛吉



代表受領者の井上重忠氏



受章者代表謝辞を述べる清田輝雄氏

平成16年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰

独立行政法人 消防研究所

平成16年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰式が、さる3月15日(火)14時から、商工会館(千代田区霞が関)において挙行されました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発・改良を行った者及び消防防災科学に関する優れた論文を著した者を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施されているものです。

平成16年度も、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計80編(機器の開発・改良61編、科学論文19編)の応募があり、選考委員会(委員長 上原陽一 横浜国立大学名誉教授)による厳正な

審査の結果、13の授賞作品(優秀賞:11作品、奨励賞:2作品)が決定されました。消防研究所ホームページ(<http://www.fri.go.jp>)に授賞作品の概要が掲載されます。

なお、平成17年度の作品募集は、平成17年6月に開始される予定です。



平成16年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰作品

優 秀 賞 (11 編)	消防吏員・消防団員等による消防防災機器の開発・改良(4編)	
	狭隘箇所から脊柱固定し救出できる器具の開発	新井 洋一(川越地区消防組合消防本部)
	「破壊工作車」の考案について	坂本 隆之、下立 登(旭川市消防本部)
	携帯電話を利用した災害把握システムの開発	岩島 行男(坂田消防本部)
	潜水作業用パディロープ収納器具の開発	梅崎 徹、佐々木 淳、本村 大介(福岡市消防局)
	消防吏員・消防団員等による消防防災科学論文(4編)	
	焼死者防止を目指した火災調査結果の活用について	土本 一之、上村 雄二(神戸市消防局)
	ICタグを活用したトリアージ作業の有効性について	岡 賢一郎、鬼木 広明(福岡市消防局)
	当市における「包括的指示下の除細動」に関する検証とその効果について	木下 和久、高木 好弘、岡田 倫子(福岡市消防局)
	高所から低所への放水体形について	中村 正、長澤 一雄、田中 康博、宮木 崇志、中川 毅、岩脇 正芳(京都市消防局)
	一般による消防防災機器の開発・改良(2編)	
	地下式消火栓・防火貯水槽鉄蓋の標識灯の開発	尾崎 逸(尾崎工業株)
	ゴミ焼却ピットの自動消火火災検知・システムの開発	川崎 雅生(滋賀県東北部工業技術センター)、櫻井 淳((財)滋賀県産業支援プラザ) 辻 則男(株立売堀製作所)
一般による消防防災科学論文(1編)		
低酸素空気による救命消火ガス供給インフラシステムについて	拝師 知行(株大同)	
奨 励 賞 (2 編)	組立式救命発射装置	中村 仁、今井 隆夫(多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部)
	消防広報におけるカードゲームの活用について	三町 永則(茅ヶ崎市消防本部)

平成16年度全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式

消防課

さる2月25日(金) 日本消防会館「ニッショーホール」において、財団法人日本消防協会、全国消防長会、日本放送協会、社団法人日本経済団体連合会及び日本商工会議所の後援の下、「平成16年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」を挙行了しました。

本年度は、新たに消防団員の確保に特に力を入れている消防団・地方自治体を表彰(団員確保功勞表彰)する制度を創設するとともに、同表彰式内で平成16年中に発生した災害時活動に係る消防団についての表彰(平成16年防災功勞表彰)を行いました。

第1部：全国消防団員意見発表会(13:00～14:25)

全国消防団員意見発表会は、全国の若手・中堅消防団員や女性消防団員の代表に消防団活動に関する課題等について発表していただき、これを全国に発信することにより、消防団員の意欲を喚起することを目的として、平成14年度から開催しています。

発表会では、東尾 正消防庁次長(審査員長)の挨拶の後、12人の消防団員に発表を行っていただき、最後に、審査員の平野啓子氏(語り部・キャスター)による講評を行っていただきました。今年も自らの消防団活動を基にした心に訴える発表が多く、女性消防団員による発表も増え、約700人の来場者は熱心に聴き入っていました。



猪木直樹さんによる意見発表の様子

第2部：消防団活動事例報告会(14:35～15:20)

始めに、防災功勞者消防庁長官表彰受賞消防団のうち、平成16年10月に発生した台風第23号による災害において、延べ約1,600人の消防団員が出勤し、人命の救助活動等に大きな功績を上げた豊岡市消防団(兵庫県)の西垣豪太

郎団長に、その際の活動状況について事例報告を行っていただきました。

次に、地域活動表彰受賞団体のうち、過去の津波災害による体験を踏まえ、毎年津波避難訓練を実施し、地域住民の防災意識の継承発展に寄与している田老町消防団(岩手県)の山崎勘一団長に、その活動状況について事例報告を行っていただきました。

最後に、団員確保功勞表彰受賞団体のうち、各種の取り組みによって消防団員の確保について尽力し、実績を上げている富士市消防団(静岡県)の小林秀己分団長に、その取り組み状況について事例報告を行っていただきました。



豊岡市消防団による事例報告の様子

第3部：全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式(15:35～16:40)

表彰式では、財団法人日本消防協会秋本敏文理事長、全国消防長会白谷祐二会長を来賓に迎え、平成16年防災功勞表彰(防災功勞者消防庁長官表彰・消防庁長官褒状)及び地域活動表彰(消防団地域活動表彰・団員確保功勞表彰・事業所地域活動表彰)のそれぞれの受賞団体の代表者に、表彰状(又は褒状)・副賞を林 省吾消防庁長官が授与しました。

次に、東尾審査員長による意見発表会の審査結果発表の後、林消防庁長官から最優秀者と優秀者に賞状を授与し、ついで、林消防庁長官の式辞の後、来賓の方々から御祝辞を賜り、最後に各受賞団体を代表して、山古志村消防団(新潟県)の川上重昭消防団長、徳島市消防団(徳島県)の川人泰博消防団長、株式会社西脇建設(岐阜県)の西脇源正代表取締役が謝辞を述べて終了しました。

なお、受賞者・受賞団体は次のとおりです。

全国消防団員意見発表会 開催結果
(賞を除き都道府県順、敬称略)

賞	発表者	都道府県	所属消防団名	発表テーマ
最優秀賞	猪木直樹	岡山県	倉敷市消防団	火消し魂を込めて
優秀賞	橋本幸代	福井県	福井地区消防団	地域を結ぶ音の架け橋として
	上田広喜	熊本県	水俣市消防団	土石流災害と新たな決意
優良賞	佐々木和幸	北海道	日高中部消防組合 新冠消防団	あつ家が流される
	井上弘子	山形県	飯豊町消防団	全国女性消防操法大会に参加して
	室井智哉	栃木県	那須塩原市黒磯消防団	夢
	福田 剛	神奈川	南足柄市消防団	初めての操法大会
	福島弘子	愛知県	名古屋市御船消防団	女性団員の任命を受けて
	野玉隆文	滋賀県	守山市消防団	私の役割
	千代延明	島根県	江津市桜江消防団	消防団から得たもの
	松本 薫	香川県	高松市消防団	猛威に挑む
	梅崎めぐみ	福岡県	久留米市消防団	地域における消防団活動

地域活動表彰受賞消防団 23団体

都道府県	受賞消防団又は分団名
青森県	弘前市消防団西地区団第1分団
岩手県	田老町消防団
宮城県	築館町消防団
茨城県	五霞町消防団
群馬県	昭和村消防団
埼玉県	さいたま市消防団
東京都	町田市消防団
新潟県	栃尾市消防団第5分団
富山県	小矢部市消防団
石川県	金沢市消防団連合会
長野県	長野市消防団
三重県	鈴鹿市消防団
京都府	京都市上京消防団乾隆分団
兵庫県	小野市消防団
和歌山県	桃山町消防団
鳥取県	岩美町消防団
山口県	下関市消防団
徳島県	相生町消防団
愛媛県	大洲市消防団長浜方面隊
佐賀県	伊万里市消防団本部
長崎県	佐々町消防団
大分県	津久見市消防団第5分団
宮崎県	日南市消防団

団員確保功労表彰受賞消防団 22団体

都道府県	受賞消防団名
北海道	北留萌消防組合天塩町消防団 旭川市消防団
岩手県	大船渡市消防団
福島県	新地町消防団
茨城県	岩井市消防団
栃木県	河内町消防団
群馬県	太田地区消防組合大泉消防団
埼玉県	川越市消防団
千葉県	君津市消防団
東京都	多摩市消防団
長野県	駒ヶ根市消防団
静岡県	富士市消防団
愛知県	豊田市消防団
三重県	香良洲町消防団 亀山市消防団
滋賀県	栗東市消防団
広島県	東広島市消防団
徳島県	徳島市消防団 鳴門市消防団
愛媛県	新居浜市消防団
鹿児島県	栗野町消防団
沖縄県	那覇市消防団

団員確保功労表彰受賞地方自治体 2団体

都道府県	受賞地方自治体名
静岡県	東伊豆町
岡山県	岡山市

地域活動表彰受賞事業所 12事業所

都道府県	受賞事業所名
秋田県	株式会社佐藤建設
福島県	福島サンケン株式会社
千葉県	長生農業協同組合
山梨県	株式会社ルネサステクノロジ甲府事業所
岐阜県	西脇建設株式会社
静岡県	スズキ株式会社
大阪府	株式会社松田塗装店
奈良県	株式会社オーカワ
広島県	リョービミツギ株式会社
高知県	四国ブロック工業株式会社
鹿児島県	大口酒造協業組合
沖縄県	沖縄県農業協同組合

平成16年度防災功労者消防庁長官表彰受賞消防団 14団体

対象災害名(発生日)	都道府県名	受賞消防団名
新潟・福島豪雨 (7月13日)	新潟県	三條市消防団
		見附市消防団
		中之島町消防団
台風第15号による災害 (8月17日)	高知県	大川村消防団
		宮川村消防団
台風第21号による災害 (9月26日)	三重県	海山町消防団
	兵庫県	赤穂市消防団
		新居浜市消防団
		西条市消防団
台風第23号による災害(10月18日)	兵庫県	豊岡市消防団
新潟県中越地震 (10月23日)	新潟県	長岡市消防団
		小千谷市消防団
		山古志村消防団
		川口町消防団

平成16年度消防庁長官褒状受賞消防団 31団体

対象災害名(発生日)	都道府県名	受賞消防団名
福井豪雨 (7月18日)	福井県	福井地区消防団
		鯖江消防団
台風第10号による災害(7月31日)	徳島県	上那賀町消防団
	兵庫県	相生市消防団
台風第16号による災害(8月28日)	岡山県	笠岡市消防団
	香川県	高松市消防団
	兵庫県	上郡町消防団
台風第21号による災害(9月26日)	香川県	大野原町消防団
	石川県	小松市消防団
	岐阜県	高山市消防団
台風第23号による災害(10月18日)	京都府	舞鶴市消防団長連絡協議会
		宮津市消防団
	兵庫県	大江町消防団
		洲本市消防団
		西脇市消防団
		出石町消防団
		但東町消防団
		和田山町消防団
	津名郡一宮町消防団	
	徳島県	小松島市消防団
香川県	さぬき市消防団	
	東かがわ市消防団	
新潟県中越地震(10月23日)	新潟県	綾上町消防団
		十日町地域広域事務組合十日町市消防団
		栃尾市消防団
		魚沼市消防団
		越路町消防団
		三島町消防団
		十日町地域広域事務組合川西町消防団
高柳町消防団		
小国町消防団		

災害発生年は、すべて平成16年

平成17年度全国統一防火標語の決定

予防課

平成17年度全国統一防火標語

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

消防庁では、広く一般に防火意識の啓発を呼びかけることを目的に、社団法人日本損害保険協会との共催で、平成17年度全国統一防火標語の募集（募集期間：平成16年10月14日（木）～11月30日（火））を行いました。この結果、全国から1万6,554点にのぼる応募作品が寄せられ、さる1月19日（水）に開催された選考会において入選作品1点、佳作作品5点が選出されました。

消防庁では、この入選作品を平成17年度の全国統一防火標語として、火災予防運動を推進する防火ポスター、パンフレット等を活用するなど様々な方法で防火標語を周知し、家庭や職場等をはじめ広く一般に防火意識の普及啓発を推進することとしています。

入 選

あなたです 火のあるくらしの 見はり役
（愛知県 石原 ゆみ子さん）

佳 作

ありますか あなたの心に 防火の字
（福島県 村上 宏さん）
簡単です つけたら消すが 火の基本
（奈良県 城 沙貴子さん）
消えたかな 再度確認 確信へ
（兵庫県 菅生 涼子さん）
誰か消す 頼る思いを まず消して
（秋田県 岸 哲子さん）
「火のおかげ」 あなた次第で 「火のせい」に
（愛知県 遠藤 敦夫さん）

過去10年間の防火標語

平成7年度 災害に 備えて日頃の 火の用心
平成8年度 便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ
平成9年度 つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火
平成10年度 気をつけて はじめはすべて 小さな火
平成11年度 あぶないよ ひとりぼっちにした その火
平成12年度 火をつけた あなたの責任 最後まで
平成13年度 たしかめて。火を消してから 次のこと
平成14年度 消す心 置いてください 火のそばに
平成15年度 その油断 火から炎へ 災いへ
平成16年度 火は消した？ いつも心に きいてみて

危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成17年度危険物安全週間推進標語

「危険物 かさねる無事故の 金メダル」

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しているところです。

平成17年度におきましても、6月5日（日）から6月11日（土）までの7日間を「危険物安全週間」としています。

この週間の一環として、「危険物安全週間推進標語」を全国に募集したところ13,820点にのぼる作品の応募があり、去る2月23日に開催された危険物安全週間推進標語審査委員会において下記作品が平成17年度の標語として決定されました。

この標語については、野口みずきさん（アテネオリンピック、女子マラソン金メダリスト）がモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターに活用し、都道府県、市町

村、消防機関、危険物事業所等に配布するなど、様々な方法で周知を図ることとしています。

最優秀作品

危険物 かさねる無事故の 金メダル
（新潟県 森山 勉さん）

過去10年間の危険物安全週間推進標語

平成7年度 確実な 攻守がきめての 危険物
平成8年度 危険物 むき合う心 いざ集中
平成9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物
平成10年度 安全は 日々の気持ちの 積み重ね
平成11年度 危険物 一手先読む 確かな点検
平成12年度 危険物 守りかなめは 保守点検
平成13年度 危険物 めざすゴールは 無災害
平成14年度 危険物 小さな油断も イエローカード
平成15年度 危険物 無事故の主役は あなたです
平成16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて

大容量泡放射システムによる 泡放射実験を実施

特殊災害室

消防庁では、平成15年十勝沖地震で発生した、従来の想定を超えた浮き屋根式タンクの全面火災を踏まえ、特定事業所における消防力の充実強化等を図るため石油コンビナート等災害防止法の改正を行ったところです。

今回の改正で導入することとなる大容量泡放射システムの性能・機能の検討に資するため、実大規模の水放射及び泡放射実験を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構と共同で行いました。

1 実施日及び場所

平成17年2月7日(月)～2月9日(水)
志布志国家石油備蓄基地(鹿児島県肝属郡東串良町)

2 実験日程等(参加人員には、実験従事者を含みます。)

日程	参加人員	ノズルの別	水、泡の別	実験場所
2月7日	197	ノンアスピレート	水	消火訓練場
2月8日	233	ノンアスピレート	水	
		アスピレート	水	
		アスピレート	泡(フッ素たん白)	
2月9日	223	ノンアスピレート	泡(水成膜粘性付与)	タンク
		ノンアスピレート	水	
		ノンアスピレート	泡(フッ素たん白)	

ノンアスピレート型ノズル(外部吸気発泡方式)

空気吸引口のない、通常のスプレーノズル。加圧された泡水溶液がノズル外部へ放出され、水流同士が衝突した際に外部の空気を水流に取り込んで泡になる。

アスピレート型ノズル(内部吸気発泡方式)

ノズル手元の空気吸引口で空気を吸引し、ノズル本体の中で攪拌、整粒されて、保水性のよい泡となって放出される。安定性のある泡を生成する。

3 放射条件等

ノズル角度 50度
放水圧力 0.9MPa
放水量 20,000リットル/分

4 実験を踏まえ

今回の実験を踏まえ、大容量泡放射システムの運用方法、泡消火薬剤の検討等を進めていくこととしています。



2月8日 アスピレート型ノズル、水



2月9日 ノンアスピレート型ノズル、泡(フッ素たん白)

リーダーシップを発揮するために ～ 自主防災組織指導者用教本の完成～

消防大学校

平成16年は、台風、集中豪雨、そして新潟県中越地震と様々な大きな自然災害が発生しました。また、近い将来発生するとされる宮城県沖地震、東海地震など大きな被害が予想されています。他の地域でも、いつ、どのような災害が起きるかもしれません。このようなときに被害をできるだけ小さくするためには、地域の防災力を高めることが重要となります。その要となるのが住民の自発的な組織である「自主防災組織」です。

そこで、消防大学校では、自主防災組織のリーダーとなる方々が、自主防災の重要性を理解し、これを地域の皆さんに伝えていただき、防災力の向上のための訓練やイベントを積極的に開催していただくためのヒントや手法を掲載したテキスト(平成16年度は地震対策編)を作成しました。

このテキストは、リーダーの方が勉強するための教本、それをもとにリーダーが地域の皆さんに教養するためのテキストの2部構成になっています。

わかりやすく、コラムや楽しい活動事例などを入れ、興味の持てる内容とすることをコンセプトとして作成しました。

1 概要紹介

自主防災組織を育てる

自主防災組織とは.....自主防災組織の目的や役割、継続的に活動を行うためにはどうするか、そして、活動を通じ感じたこと、気づいたことを実行するためにどうするかなどを解説するとともに、各地域での楽しい活動事例を紹介しています。



リーダーシップを発揮する

自主防災組織のよきリーダーとなるためには.....リーダーシップの発揮の仕方、組織の方々を指導するための「こつ」である教育技法の基礎知識、トラブルがあったときの解決策としての説得技法を解説しています。

地域の防災力を高める

いざ実践.....地域の防災力を高めるには「地域の弱点」と「地域の防災資源」を把握することから始まります。そのための手法として、DIG(災害想像ゲーム)やまちなか防災訓練を解説しています。



DIG (災害想像ゲーム)



まちなか防災訓練

資料編

防災イベント参加者に興味を持っていただくための
実演例の紹介

- *安全・かんたん手作りランプ ((財)市民防災研究所)
- *サ・ア・テ ふしぎな卓上コンロ ((財)市民防災研究所)
- *「災害・緊急時・キャンプ等で困らない簡単料理あらかると」((社)富山県栄養士会)



手作りランプの制作

知っておきたい知識や技術

- *「防災・危機管理 e - カレッジ」の概要等の説明
<http://www.e-college.fdma.go.jp>
- *自主防災組織の活動支援等
- *日本の主な断層帯および周辺海域の地震長期評価
(抜粋)(地震調査委員会)

2 自主防災リーダー講習会の開催

平成16年11月24日と25日の2日間にわたり、宮城県内の自主防災組織のリーダーの皆さん、宮城県総務部危機対策課、宮城県消防学校のご協力を得て講習会を開催しました。この講習会では、リーダーの皆さんに防災について学習していただくことはもとより、今回作成したテキストに対して、熱心なリーダーの皆さんから活発なご意見を頂戴し、より良いテキストとすることができました。



学校長あいさつ

3 今後の普及について

消防大学校では、このテキストを中心に消防本部の自主防災組織指導担当者、消防学校の教官などを対象に、自主防災組織のリーダーに対する指導法について教育を行います。また、CD-ROMで関係機関に配付するとともに、消防庁ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにします。

4 おわりに

このテキストの作成にあたっては、「自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究委員会」を開催し、多方面にわたる有識者の方々からご意見、ご執筆をいただきました。是非、自主防災組織の方々に対する教育にご活用ください。

自主防災組織教育指導者に対する 教育のあり方に関する調査研究委員会

(順不同、敬称略)

委員長	室崎 益輝	(独)消防研究所 理事長
委員	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部 教授
委員	小村 隆史	富士常葉大学 環境防災学部 講師
委員	瀧本 浩一	山口大学 産学公連携・創業支援機構 地域共同研究開発センター次長・助教授
委員	山崎 洋史	昭和女子大学 人間社会学部 助教授
委員	日野 宗門	(財)消防科学総合センター 研究開発部長
委員	菅 磨志保	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 専任研究員
委員	田村 圭子	京都大学防災研究所 研究員
委員	小林 弘明	(財)日本防火協会 常務理事
委員	小林 孝作	京島三丁目中央町会会長
委員	菅野 裕	宮城県消防学校 校長
委員	田中 和郎	宮城県総務部危機対策課長
委員	田中 道高	東京消防庁 指導広報部 生活安全課長
委員	下河内 司	総務省消防庁 防災課長
委員	坂井 秀司	(~平成16年7月1日)
	佐野 忠史	(平成16年7月2日~)
		総務省消防庁 消防大学校長
委員	金子 照行	総務省消防庁 消防大学副校長

緊急消防援助隊全国合同訓練の実施

震災等応急室

1 緊急消防援助隊創設の概要

平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓に創設された緊急消防援助隊は、大規模な地震や特殊災害等の広域災害時に、都道府県を越えて、迅速かつ効果的に人命救助等の応援活動を実施することを目的に平成7年6月に創設されました。

平成16年4月からは緊急消防援助隊を法律上明確に位置づけ、複数の都道府県に及ぶ大規模災害等には、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示により、より迅速に出動できるように消防組織法を改正し、総務大臣が策定した基本計画に基づき、全国から2,821隊が登録、35,000人規模で編成されています。法制化された平成16年においては、新潟県中越地震をはじめ、新潟、福井の豪雨災害や、豊岡市の台風第23号による災害に、全国24都府県から880隊、隊員3,777人が出動し、2,823人の被災者を救出しました。

2 緊急消防援助隊全国合同訓練について

緊急消防援助隊は各自自治体消防の集合部隊であることから、その技術の向上及び連携活動能力の向上に合同訓練の実施は欠かすことはできません。特に東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震のような大規模地震による大災害を想定した場合、全国的規模での実践的訓練の実施が不可欠であることから、緊急消防援助隊基本計画において平成17年度に全国合同訓練を実施することとしています。

緊急消防援助隊全国合同訓練は、平成7年に第1回、平成12年に第2回と、概ね5年に1度実施しており、今回は第3回として下記のとおり実施を予定しています。



第2回緊急消防援助隊全国合同訓練

- (1) **開催場所** 静岡県静岡市清水三保
- (2) **開催日時** 平成17年6月10日(金) 午前7時
～11日(土) 午後0時
- (3) **参加部隊の規模** 約200隊 2,000名
- (4) **訓練内容**

1日目(6月10日)

- ・ **参集訓練** 発災から緊急消防援助隊要請、出動指

示、出動、被災地入りまでを、実践的に実施し、迅速な出動体制をについて検証する。

- ・ **野営訓練** 被災地において、食事、宿泊場所などを自ら準備し、野営する訓練を実施する。

2日目(6月11日)

- ・ **合同訓練** 東海地震発生時における被害を想定し、消火・救助・救急等の総合的な活動訓練を実施する。

訓練項目

1	無限水利を活用した遠距離送水訓練
2	がけ崩れ下からの救出訓練
3	先行調査情報収集訓練
4	緊急消防援助隊調整本部運用訓練
5	指揮支援本部運用訓練
6	応急救護所・トリアージ訓練
7	津波漂流者・津波倒壊家屋救出訓練
8	毒・劇物対応訓練
9	列車脱線事故救出訓練
10	危険物火災対応訓練
11	倒壊建物救出訓練
12	トンネル崩壊事故救出訓練
13	延焼阻止線設定訓練
14	ヘリコプター空中消火訓練
15	大規模火災消火訓練



開催地の住民の皆さんには、この訓練のために全国の緊急消防援助隊が都道府県域を越えて駆けつけてくる姿に、大きな安心感を持っていただけるのではないかと考えています。各都道府県、市町村、消防本部等の関係機関におかれましては、緊急消防援助隊の趣旨をご理解頂き、緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、訓練への積極的な参加と御協力をお願い致します。



GIFU



岐阜県 大垣消防組合
消防本部
消防長 佐藤 敏夫

安心して生活できるまちを守る消防施設

本消防本部は、日本列島のほぼ中央、濃尾平野の西北部に位置し、西方に伊吹山、南西に養老山脈を眺望する、岐阜県第2の都市です。

構成市町は、大垣市を中心に隣接する安八郡の神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町及び揖斐郡池田町の1市5町で構成されており、東西13km、南北25km、管内面積181.22km²の広域圏の一部事務組合で、3課1室3署3分署1分駐所、職員220人体制です。

管内は、池田町北西の924mの池田山を除き、ほぼ全域が海拔2～6mの低地であり、揖斐川、長良川、杭瀬川をはじめ多くの1級河川が網目のように流れる水郷地帯が形成され、地下10～20mに沖積層があり、良質な地下水が豊富な地域です。また、起伏と変化に富んだこの地方には、養老断層、関ヶ原断層、根尾谷断層など多くの活断層が存在しています。

管内人口は、組合発足時の昭和45年当時18万人弱であったものが、岐阜市や名古屋市の経済広域圏として都市化が進み、現在では約22万8千人、管内世帯数7万6千を超え着実な人口増加を示しています。



新庁舎全景

こうした中、このたび建設された消防庁舎は、最新のコンピュータと通信機器を装備した消防指令システムの導入や、高層建物や濃煙内からの救出救助訓練、消火訓練などが行える訓練塔を設置するなど、火災、救助、救急などの災害現場で、より迅速、的確な活動をサポートでき、地域の皆様の安全・安心を守る防災拠点となりました。

1. 新庁舎での業務開始

平成17年2月14日(月)

2. 新庁舎の概要

移転場所：〒503-0933 大垣市外野3丁目20番地2

建築年度：平成15年7月～16年10月

指令システム構築：平成16年11月～平成17年2月

敷地面積：5,519.32m²

構造・面積 建物総面積：4,419.23m²

庁舎棟(3階)鉄筋コンクリート造 3,425.93m²

訓練塔(A塔・B塔・C塔)

鉄筋コンクリート造 389.42m²

防災資器材庫・車庫(平屋)鉄骨造 566.09m²
その他(給油所上屋、自転車置場) 37.79m²

庁舎建設費 総事業費：約1,950,000千円

施設概要

- (1階：中消防署、2階：消防本部、3階：指令室)
- 庁舎棟1階：事務室、防火相談室、救急室、食堂、仮眠室兼更衣室(20室)乾燥室、防火衣収納室、救急消毒室・洗浄室等、E V等
- 庁舎棟2階：消防長室、消防本部事務室、小会議室、図書室、書庫、更衣室、女性職員用仮眠室、体力錬成室、E V等
- 庁舎棟3階：通信指令室、会議室、仮眠室兼更衣室、通信機械室、E V等
- 庁舎棟2階屋上：自家発電設備
定格出力：225kVA 電圧：220V
連続稼働時間：168時間(1週間)
- 車庫棟1階：緊急自動車用車庫、油庫、高圧ガス充填庫等
- 車庫棟2階：倉庫
- 車庫棟3階：屋内訓練場、ロビー、空調機械室、倉庫等
- その他：訓練塔(A塔・B塔・C塔) 防災資器材庫、車庫等

3. 高機能消防指令システム概要

発信地表示システム

加入電話や公衆電話から119番通報を受信した場合、通報場所と契約者名を自動的に地図表示するシステム

地図等検索装置

住所を入力することにより、付近の地図表示を行える装置
車両動態管理システム

消防車両(35台)に搭載したGPS(Global Positioning System) AVM(Automatic Vehicle Monitoring)機能により、車両の位置や部隊の活動状況を指令室で管理できるシステム

指令伝送装置

合成音と同時に災害種別、災害場所、気象状況などが記入された指令文書(地図を含む)が送信できる装置その他、通報・指令・無線の内容の自動録音装置、テレホンサービスの自動案内装置、現場の状況を表示できる65インチのプロジェクターなどを備えている。

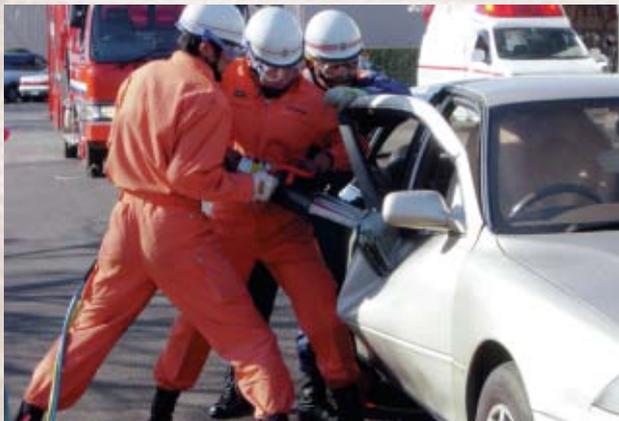


指令室

救助活動審査会を実施

鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部

鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部は、3署(6中隊)の救助活動審査会を2月2日から4日の3日間に分けて実施しました。この審査会は、日頃の訓練による消防活動技術の確認とさらなる向上を図る目的で実施しました。当日は各隊とも、救助活動の士気が高く、迅速、確実かつ安全に活動が行われました。訓練終了後は検討会を実施し、各隊の活動状況について、活発に貴重な意見が交換されるなど、今後の救助活動の向上につながる成果が得られたことを確認し、審査会を終了しました。



消防活動審査会の模様

緊急時臨時着陸場所で防災訓練

富山県消防防災航空隊

富山県消防防災航空隊は2月22日、大山町消防本部と合同で「地震により集落が孤立し、通信が途絶えた」との想定で、連携防災訓練を実施しました。富山県は県内137カ所に緊急時臨時着陸場所を選定しており、今回はそのひとつである福沢小学校グラウンドで、救援物資搬送、人員輸送、救助救出、救急引き継ぎ等の訓練を行いました。今後も市町村や消防本部と連携し、消防防災ヘリコプターを活用した防災訓練を実施し、災害時における救助救急等活動体制の一層の充実を図っていきます。



地域住民と協力して救援物資搬送を実施

消防通信 望楼 ぼうろう

名古屋駅前で防火・防災広場を実施

名古屋市消防局

名古屋市消防局中村消防署は2月27日、JR名古屋駅前で「ファイヤーフェスティバル2005」と題し、防火・防災のPRを行いました。フェスティバルでは、1日消防官に委嘱されたボーイスカウト及びガールスカウトの2名が、「防火・防災に関心を持ち、家族と協力して安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます」と宣言し、地震の恐ろしさや日頃の備えの大切さを訴えながら防火パレードを実施しました。また、消防音楽隊とリリーエンゼルスによる演奏とフラッグ演技も行いました。



防火を訴えながらパレードを実施した

AED指導者講習会を開催

長崎市消防局

長崎市消防局は2月26日と27日、希望があった局内外の救急救命士を対象に、アメリカ心臓協会認定のAED(自動体外式除細動器)指導者講習会を開催しました。講習会は、AEDの使用が16年7月1日より非医療従事者でも一定の条件のもとでの使用が可能となったのを受け、市民向けのAED講習会に指導者として必要な知識、技術の統一を図ることを目的としました。当日は、心肺蘇生法・AEDの使用・窒息の応急手当等を実施し、筆記試験、実技試験を行い全員が指導者の認定を受けました。



講習会は「ながさきACLSトレーニングサイト」の協力を得て行った

消防 大学 校 だより



■平成17年度教育訓練計画について

平成17年度においては、消防団長科を従来の2週間から7日間に短縮し、消防団長及び副団長の皆様が入校し易いように配慮し、年2回実施します。

また新たに消防吏員以外から消防長又は消防学校長に就任された方を対象とした2週間の新任消防長・消防長コース及び国民保護について基礎的な能力を習得することを目的とした国民保護コースを実施します。

従来の講習会は危機管理教育科、緊急消防援助隊教育科、調査研究科に再構築し、講習会をコースと名称変更します。なお、学科及びコース共に、教育目的の実現の

ため、入校資格の変更を行っています。

さらに緊急消防援助隊教育科の航空隊長コース、航空隊コース、部隊指揮コース、NBC対策コースについては、消防庁長官の指示による活動を踏まえ、入校経費の約1/2を国費で負担します。

詳細については、消防大学校ホームページの消防大学校教育訓練実施要領をご覧ください。

消防大学校ホームページ

(<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/daigaku.html>)

■消防大学校の最近の動き

さる2月25日(金)、救急科第62期35名の卒業式を、3月8日(火)に警防科第76期の卒業式を挙行了しました。消防大学校では学科の座学及び実科の効果測定点を合計

して、上位10%を成績優秀者として表彰しています。

消防大学校だよりでは、成績優秀者を順次掲載していく予定です。今回掲載するのは救急科第62期です。

救急科第62期成績優秀者

埼玉県	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	加藤 公司
鹿児島県	薩摩川内市消防局	坂口 勝彦
神奈川県	相模原市消防本部	山崎 浩
群馬県	高崎市等広域消防局	高田 知義



2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第30号	平成17年2月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱の一部改正について
消防消第31号	平成17年2月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設等整備資金貸付金償還時補助金交付要綱の制定について
消防危第19号	平成17年2月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正について
消防震第 2号	平成17年2月 4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災等応急室長	東海地震及び南関東地域直下型地震時における緊急消防援助隊の運用方針等の改訂について
消防危第27号	平成17年2月 9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物事故防止基本方針・アクションプランの推進について
消防消第37号	平成17年2月14日	各都道府県知事	消防庁次長	平成17年度消防防災施設等整備費補助金の配分方針について
消防消第38号 消防震第 3号	平成17年2月14日	都道府県消防主管部長	消防庁消防課長 消防庁震災等応急室長	平成17年度における緊急消防援助隊の登録事務及び平成17年度消防補助金について
消防安第32号	平成17年2月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインの一部改正等について
消防危第34号	平成17年2月18日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について
消防救第39号	平成17年2月18日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令の公布について
消防救第40号	平成17年2月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急救助課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

広報テーマ

4 月

防火対象物の定期点検報告をしてください！

平成17年4月から防火管理再講習がはじまります！！

防火安全室

防火安全室

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社